

平成24年9月土佐清水市議会定例会会議録

第8日（平成24年9月11日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 14人

現在員数 14人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 14人

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 矢野川 周 平 君 | 2番 | 森 一 美 君 |
| 3番 | 小 川 豊 治 君 | 4番 | 西 原 強 志 君 |
| 5番 | 永 野 裕 夫 君 | 6番 | 岡 林 喜 男 君 |
| 7番 | 永 野 修 君 | 8番 | 岡 崎 宣 男 君 |
| 9番 | 瀧 澤 満 君 | 10番 | 岡 林 守 正 君 |
| 11番 | 仲 田 強 君 | 12番 | 井 村 敏 雄 君 |
| 13番 | 橋 本 敏 男 君 | 14番 | 武 藤 清 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

な し

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 岡崎 光正 君 | 局長補佐 | 亀谷 幸則 君 |
| 議事係長 | 池 正澄 君 | 主 事 | 平林 怜 君 |
| 主 事 | 今津 貴道 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|     |         |       |         |
|-----|---------|-------|---------|
| 市 長 | 杉村 章生 君 | 副 市 長 | 吉村 博文 君 |
|-----|---------|-------|---------|

|                   |         |                              |         |
|-------------------|---------|------------------------------|---------|
| 会計管理者<br>兼会計課長    | 酒井 紳三 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員             | 浦中 伸二 君 |
| 企画財政課長            | 山田 順行 君 | 総務課長                         | 山崎 俊二 君 |
| 消 防 長             | 濱田 益夫 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長         | 弘田 正明 君 |
| 健康推進課長            | 山下 毅 君  | 福祉事務所長                       | 二宮 真弓 君 |
| 市 民 課 長           | 横山 周次 君 | 環 境 課 長 兼<br>清掃管理事務所長        | 坂本 和也 君 |
| まちづくり<br>対策課長     | 木下 司 君  | 産 業 振 興 課 長                  | 泥谷 光信 君 |
| 産 業 基 盤 課 長       | 磯脇 堂三 君 | 水 道 課 長                      | 山本 豊 君  |
| じんけん課長            | 中山 直喜 君 | しおさい園長                       | 倉本 和典 君 |
| 教 育 長             | 村上 康雄 君 | 学 校 教 育 課 長                  | 黒原 一寿 君 |
| 生涯学習課長兼<br>中央公民館長 | 山下 博道 君 | 教育センター所長<br>兼少年補導センター<br>所 長 | 武政 聖 君  |
| 選挙管理委員会<br>事務局長   | 徳井 直之 君 | 監査委員事務局長                     | 中山 優 君  |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時 0分 開 議

○議長（岡林守正君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成24年9月土佐清水市議会定例会第8日目の議会を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

2番 森 一美君。

（2番 森 一美君発言席）

○2番（森 一美君） 皆様、おはようございます。清友会の森 一美でございます。

本日のトップバッターで一般質問をしてみたいです。

今定例会は、議長、副議長の改選、各常任委員会の再編が行われ、議長に我が会派の岡林守正氏が選任されました。まことに喜ばしいことでございます。心からおめでとうと言わせていただきます。

また、議員の皆様には、ご協力、ご支援を感謝申し上げます。

岡林議長には、これから2年間、全身全霊を傾注し、議長職を全うしていただきたいと思っております。

また、小川副議長、各常任委員会委員長には、市の発展、市民の生活向上のため、さまざまな面でご尽力賜りたいと願っております。

さて、国政に目を向けますと、野田首相は消費税増税法案及び関連法案の成立をさせるため、自民・公明党と三党合意を図り、法案が成立いたしました。

その際、近いうちに国民の信を問うと衆議院の解散総選挙をおこなうような約束をいたしました。

国の財政立て直しが喫緊の課題であることは、国会議員でなくても考えていることで、消費税増税法案及び関連法案の成立については、いたし方ないと私は考えておりますが、約束は守るのが筋です。民主党政権になって、まずマニフェストが守られない。これは国民との大きな約束、実現に向かっての努力もなされていない、政党間の約束も果たさない、民主党にすれば、今、解散総選挙をしたならば、党が崩壊するような可能性もあるのだから、解散は恐らく考えたくないと思っております。そんな党と約束する自民党・公明党が悪いのか、そんなところも考えます。

しかし、お互い協力しなければ、国政は前に進まないのだから、約束はしてもらわなくては国民の生活向上が望めないような状態です。尖閣諸島、竹島の領土問題やTPP参加問題、震災復興に原発問題など、現政権には問題が山積しております。どうすればいいんでしょう。ないない尽くしの民主党には、何も期待できない、そんな思いでいっぱいです。何をやっても不転の覚悟でとか、政治生命をかけてとか、格好いい言葉を使っているのも私は気に入りません。私がここで大声を出していても、国政のほうには届かないと思います。

早期に国民の信を問う機会が来ることを期待しております。

8月29日には、野田内閣に対する問責決議案が可決されたほか、南海トラフ大地震・津波予測も発表されました。3月の予測よりも我が市の津波は高くなるような想定になっておりました。避難場所の見直しを余儀なくされると思いますが、市の職員も限られております。職員だけに頼っていては、時間的なゆとりがないと感じました。

これからは地区住民で避難場所を再検討するべきであると思います。今定例会中でも、時間があれば地区で検討するような機会を持ちたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、市の要綱についてから質問いたします。

6月にある市民から私の母は現在95歳になりましたが、独居で頑張ってくれております。なるべく毎日安否を確認に行くようにしておりますが、近ごろ主人が体調を崩し、そちらの面倒を見なければなりません。私自身も持病を持っており、母のところへ行く機会が減ってきております。近所の方から市のほうで配食サービスを実施しているので、その提供を受けるよう

にしたら、食事の栄養バランスも保たれ、見守り・安全確認をしてくれるのではないかというアドバイスをいただきました。どうすれば配食サービスが受けられるようになるか、調べてみてくださいとの相談を受けました。

早速、担当課であります健康推進課に赴き、事情を説明し、対応してくれるように依頼いたしました。

この時点では、素晴らしい事業が市民のために展開されていると信じておりました。調査の結果は、提供するのには厳しいという判断ですとのこと。びっくりしました。再度、詳細調査をお願いしました。その方は独居で見守りが必要なので、配食サービスが受けられるという結果になったそうです。そこで、健康推進課長、この配食サービス（見守りネットワーク）事業の概要を教えてくださいたいと思います。

○議長（岡林守正君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 山下 毅君自席）

○健康推進課長（山下 毅君） おはようございます。

それでは、森議員の質問にお答えいたします。

配食サービス（見守りネットワーク）事業は、介護保険事業のうち、地域支援事業として実施しております。

ひとり暮らし等、見守りの必要な高齢者に対し、配食サービスを提供することによって、安否確認をするとともに、精神的孤独を解消し、健全で安らかな生活が送れるようにすることを目的としています。

対象者は65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯などで、老衰や心身の障害、疾病等により食事の調理が困難であり、定期的に見守りが必要な方となっております。

地域包括支援センターがアセスメント（状況）調査の上、ほかの食関連サービスとの利用調整を行います。その結果、必要と認められた方に栄養士が献立した栄養バランスのとれた食事を配達提供するものです。

あわせて、安否確認を行い、健康状態、生活状況に異常があれば、関連機関に連絡する見守りネットワークを推進するものであります。

平成23年度のこの事業の総事業費は、約693万円で、利用者の個人負担金を差し引いた公費負担額は約438万円となっております。

平成23年度3月末の利用者は、86人で、年間延べ8,482食を配食しております。

個人負担金は1食300円で、委託事業者へは1食750円を支払っております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 2番。

（2番 森 一美君発言席）

○2番（森 一美君） ありがとうございます。

これは、高齢化の著しい我が市にとっては、なくてはならないすばらしい事業であると私は思っております。

独居高齢者の健康を守り、安否まで確認することは、行政として当然の市民サービスであるでしょうけれど、なかなかここまで踏み込んだ事業をするのは大変であったろうと思います。

しかも民間業者に委託できる、雇用の場も創造しております。

ここに健康推進課長から配食サービス（見守りネットワーク）事業実施要綱をいただいております。第1条の目的で、この要綱はひとり暮らし等見守りの必要な高齢者に対し、配食サービスを提供することによって、安否を確認するとともに、精神的孤独感を解消し、健全で安らかな生活が送れるように見守りネットワークの推進に取り組むことで、介護予防に資することを目的とする。

このように明確な要綱の目的が記されております。

アセスメントを実施していただいた結果は、元気な人はこのサービスが受けられないとなっていたようですが、再度、調査していただいた結果は、何とかぎりぎりサービスが受けられることになったそうです。

95歳独居老人、少し認知症がみ、どれをとっても要綱の目的に十分適合しているのに、何でぎりぎりなのだろう、こういうことについて、私は不思議に思いました。要綱の写しを見直しました。

その結果、第4条第1項（利用対象者）、この事業の利用対象者は、次の各号に該当するものとする。

1号、市内に居住する65歳以上の者。2号、単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であってとなっております。ここまでは十分該当すると思います。その下を読んでびっくりしました。これは何を意味しているのかと私は目を疑いました。老衰、心身の障害疾病等の理由により、食事の調理が困難であり、定期的に見守りが必要である者。どうしてもそここのところが理解できません。何度読んでも1条の立派な目的に合わないのではないだろうか。こういう思いが強くなりました。ものすごいギャップを感じました。健全で安らかな生活、介護予防に資するというのが事業の目的ではないのか。心身障害や疾病で調理ができない人は、介護が必要な人ではないのか等々、さまざまな疑問が浮かんできました。どうしてもこの疑問が解けないのでお伺いします。

健康推進課長、この私のささやかな疑問に対する明確な答弁をお願いしたいと思いますが、

よろしく申し上げます。

○議長（岡林守正君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 毅君自席）

○健康推進課長（山下 毅君） お答えします。

議員のご質問であります目的と利用対象者の関係ですが、第1条の目的では、この事業の目的は、基本的な考え方、概要でありまして、第4条の利用対象者は、その事業対象者の詳細を説明しております。

先ほど申しましたように、この事業は、介護保険事業の地域支援事業として一定の支援、見守りの必要な方を対象にして実施しております。

第1条の目的では、ひとり暮らし等見守りが必要な高齢者に対し、栄養に配慮された配食サービスを提供することにより、健全な食生活を送ることができること。また、安否確認することにより、ご本人が安心され、精神的に安らかな生活を送ることができるよう支援することを目的としていることを説明しております。

第4条の利用対象者は、第1条でのひとり暮らし等見守りが必要な高齢者とは、単身高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により、食事の調理が困難であり、定期的に見守りが必要である者として、一定の支援が必要な方を規定しております。

老衰、障害、疾病等を抱えた方であっても、配食サービスの提供によりまして、栄養に配慮された健全な食生活を送ることができます。

また、見守り・安否確認がされることにより、高齢者ご自身が安心感を持たれ、健全で安らかな精神状態を保てる生活が送れることになるのではないのでしょうか。

老衰、障害、疾病等を抱えた心身ともに健全でない方であっても、配食・見守りを行うことにより、その高齢者が健全で安らかな生活が送れるように支援することが、この事業の目的ではないかと考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 2番。

（2番 森 一美君発言席）

○2番（森 一美君） ありがとうございます。

健康推進課長、要綱に対する考えは拝聴いたしました。

私は、もっともっとサービス提供することによって、介護予防については進んでいくんじゃないかこのように考えております。副市長にお伺いします。

副市長もこの質問通告後、要綱をよく再読されたと思いますが、副市長はこの事業の目的と

第4条の利用対象者の選定関連については、どのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡林守正君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） おはようございます。お答えいたします。

議員ご案内のように、当事業につきましては、高齢者がそれぞれの地域で、健康で安心して暮らせることが最終の目的であります。

行政施策として、その目的を達成するためのサービスだと認識もしております。

基本的には、事業実施に当たっては、一定の基準は必要であると思ひますし、その判断材料として専門の地域包括支援センター職員による聞き取り調査や現況調査のアセスメントを行うこととしております。

対象者における調理の困難性や見守りの必要性、介護予防に資する要件等を十分確認し、決定する必要があるというふうに思っております。この要綱における1条、あるいは4条の整合性はあるというふうに認識しておりますけれども、ただ、財源等の問題、あるいは他事業との整合性の問題などを考慮する中で、要綱の文言、あるいは基準が不十分であれば、見直しすることも必要だろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 2番。

（2番 森 一美君発言席）

○2番（森 一美君） ありがとうございます。

本当にこの事業は素晴らしいものであると私は考えておりますので、もっと市民が使いやすいように改正をしてみたらどうかというふうなことを考えております。

健康推進課長、もう一度お伺いしますが、この配食サービス事業実施要綱について、改正する気はありませんか。この要綱、私はどうしても目的と4条は整合性がないんじゃないかというふうに考えております。もっと市民サービスがしやすいもの、市民がサービスが受けやすいものに改正していただきたいと思ひますけれど、健康推進課長の考えをお伺いします。

○議長（岡林守正君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 毅君自席）

○健康推進課長（山下 毅君） 先ほど申しましたが、この事業は介護保険事業の地域支援事業として実施していることもありまして、その目的の内容を第4条でその利用対象者を老衰、心身の障害及び疾病等の理由により、食事の調理が困難であり、定期的に見守りが必要である方で一定支援の必要な方としておるものでして、そういった意味では、1条と4条とは整合性

がとれていると考えております。

なお、利用対象者の選定につきましては、地域包括支援センターがアセスメント調査の上、市へ申請し、それを決定することとしております。アセスメント調査の段階で、地域支援センターと今後はより緊密な連絡をとりながら、利用決定はしてまいりたいと考えております。

要綱に規定してありますアセスメント票、食関連サービス利用調整図の内容、運用等につきましては、地域包括支援センターと協議の上、改正すべき事項があれば要綱改正も検討したいと考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 2番。

（2番 森 一美君発言席）

○2番（森 一美君） ありがとうございます。

今から市長にシルバータウン構想の質問をしていきたいと思っておりますので、その中で市長にも伺ってみます。

市長、お尋ねしますが、市長の任期もあと9カ月足らずとなりました。選挙公約の中にシルバータウン構想なるものがありました。高齢化の進行の早い土佐清水にとっては、必要な施策であり、ほかの市町村に先駆けて実行できたら、素晴らしいだろうと期待しておりますが、現在までの進捗状況について、どのようになっているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） きのうち井村議員に対して、ちょっと関連して答弁させていただきましたが、シルバータウン構想というのは、当初10年前に私が当時、市長でありましたときは、九州における先進地を見に行きまして、そこのシルバータウンというのはコンパクトで非常によかったの、感銘を受けまして、うちでやれないかという検討をして、そして尾浦地区をある程度想定しながら、県の調査費も3,000万円程度、特別に知事のご配慮でいただきまして調査しておりました。その後、私、落選しましたので、次の市長がこのことは余り興味なかったんでしょう。ボツにしましたけれども、その後、時間がたって、今回当選して、再びやりたいと思いましたが、点検していくうちに時代も状況も変わって、当時の計画を全面的にやり直す中で、スポンサーを探したり、いろんなことを模索するうちに、なかなかスポンサーがない、同時に人口も減っていくし、経済不況もありまして、当時の計画は全くだめだということになりましたので、今、別途の計画を策定中でございますけど、どういう視点でやっているかと言いますと、これは特定の地域を指しているのではなくて、本市は高齢化率も38%を超えて、なかなか進んでおりますので、この際は全面的に全市内をシルバータウ

ンのような大きな網をかけて、その中でできる地域からコンパクトシティのような構想を局部的にやってみたらどうかと思って計画を進めておりましたところ、きのうもちらっとご答弁しましたように、最近に至って、これ市街地の国道が水没するということがほぼ確定になりました。今の想定では越のほうは5から10m、それから市街地あたりでは10から15mというような浸水深の予想が出てきました。県土木とは何回も打ち合わせするうちに、市長、大変だから、思い切って今後4、5年間を想定しながら、今の上へやっている三次都計の道路を延長して、旧松下のあたりまで高架で道路をつくる計画を立てたらどうですかとアドバイスを受けて、実現可能かどうかと検討しておりますと、不可能ではないという方向が見えましたので、それだったらば、321の促進同盟で私、会長しておりますから、それを計画に乗せて近く陳情することに入れて、堂々とこれから3、4年、4、5年かけての基本構想に入れていこうということで、今、急遽動きが出てきました。そういうことを中心に考えますと、それだったらば、この市街地が浸水の心配が出てきましたので、とりあえずこの市街地の希望者はなるべく上へあがってもらうようにすると。そのためには道路を抜いて、そして今の都市計画方式じゃなしに、ディベロッパーと言いますか、民間の宅地造成業者を中心とするような必要な方が宅地造成をつくり求めるようなそういう方式ということも考えながら、どういう構想でこの市街地の背後地を中心にして高台でのシルバータウンがとりあえず、この市街地中心でコンパクトなシティができないかということ、今中心に鋭意計画をつくってもらっております。

ですから、中間報告ですけど、今はそういう段階で、今、鋭意検討しているという段階でございます。

○議長（岡林守正君） 2番。

（2番 森 一美君発言席）

○2番（森 一美君） ありがとうございます。

一応、シルバータウン構想がこの時期に余り進行してないんだったら、私は今から改めて計画しても難しいと思います。今、市長がおっしゃられたように、いろいろな方法を探すのが必要だと思いますが、市長、先ほどの健康推進課長、副市長に質問いたしましたけれども、この配食サービス（見守りネットワーク）事業の実施要綱、この見直しについてですが、これを見直して、市民がサービスが受けられやすい状態をつくれば、シルバータウン構想の一つの基礎ができるんじゃないかと私はそういうふうに考えております。

先ほど、副市長も、健康推進課長も一応、1条の目的と4条については、整合性があるんじゃないかというような答弁をいただきましたけれども、まだまだ全然納得できない状態なんです。市長、この件に関してはどういうふうに考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

(市長 杉村章生君自席)

○市長(杉村章生君) 私、何度も言って失礼ですけど、前に市長であったときに、この配食サービスをやっているところを見まして、うちでこれをやろうと、直営でやる計画もありましたところが、なかなか何もかも直営というわけにはいかんということで、探しているうちに今の足摺病院を中心にやっていただいております、一定成功しております。

これにつきましては、中身は今、だんだんご議論がありましたように、幾つか問題点もあるように見受けましたが、そもそもこの第1条の目的というのは、こういう老人の姿はあるべきだととらまえて、そして第4条では、現実には老人を第1条の目的に沿って底上げするということですから、別にそごはないと思うんです。ですから、4条でとらまえた現状の老人がそれで救えるかどうかというのが問題ではないかと思います。そこで考えますと、一つの資料をいただいておりますが、仮に議員さんがご提起ありましたけども、大ざっぱな判断でございますが、今、実績で資料をいただきますところ、実人員で86名の方が適用になっておるようです。それで延べ食数が8,487食と出ておりますが、総体の事業費が690万円程度なんです。実績が。これをもし独居高齢者数全体に網をかぶせるとすると、大ざっぱな数字でございますけど、実人員で2,153人程度想定されます。それで延べ食数が21万2,471食というふうに計算上出てくるんです。そうすると、総事業費が1億7,300万円程度にはね上がる。そしてそれに対して個人の負担金が6,300万円程度引きましても、純公費支出が1億900万円程度で、その中で補助がないのかと聞きますと、介護保険料の中で、3%程度、こういう介護保険とは別途のサービス事業におけるという国の指針がありまして、それでいただくのが全体で6,400万円程度、それをこの配食サービスだけじゃなしに、ほかの事業も含めて全体の直接の介護保険以外に使うという枠があるんです。そう考えますと、これを計算しても、市単独で仮に独居高齢者だけをとらまえても、1億円程度要るわけです。市の負担が。なかなかできないということがありまして、ですから、第4条で厳密にこのサービスを提供するのは、目的は1人で何とか栄養のある食事を云々というのはありますけども、現実にはその網をかけて対応する方は、4条で厳密に絞っている。それはある程度、絞ることが一つだということと、財政的に負担が大変だということと、もう一つは、やはり老人というのは言葉は本当に失礼ですけど、自分でなるべく一生懸命動いて、体を使って、頭を使って、より体の機能を維持すると健康の意味でも、そうすることがいいという一方では、医学的なあれもあるんです。ですから、何もかもしてあげて、座って何でも食べて、何もかもしてあげてということになると、精神的にも、頭腦的にも、身体的にも退化しますから、なるべく自分でやってもらうというのも、一方ではあるわけです。ですから、財政的な面とそういう健康対策と老人がいつまでもお元気で自分でやってもらうという自助の精神も含めて絞っているというのが現実でございます。

ます。ですけど、議員おっしゃるように、この点がこういう矛盾があるから、ここを直してもらいたいと具体的に要望があれば、副市長も、担当課長も答えましたように、要綱の改正については、それは拒否するものじゃありませんけど、概要はそういうことだということで、中身をもうちょっと対象者をどこに矛盾があるか、どういう対応ができるか、詰めてもらったらいいかなと考えております。

○議長（岡林守正君） 2番。

（2番 森 一美君発言席）

○2番（森 一美君） わかりました。

一応、私は、この対象者を広げることによって、市民の健康をもっと守っていけるというふうなところを考えております。

利用対象者を65歳以上の高齢者全てにしたら、一応、お金はかかるのはわかります。けれど、その人たちの健康を守ることで、市の出費も逆に抑えられるというところもあるんじゃないかと思えます。シルバータウン構想という大きな取り組みも必要なんですけれど、まず地元住民へのサービス向上、これが大事ではないかこのように考えております。

この要綱を改正して実施することによって、シルバータウン構想の基礎づくりをして、広く住民に利用してもらえる体制を組んでみてはどうかということを私は考えておりますが、いかがですか。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 大きな意味でのシルバータウン構想というのは、これはどこでもそうですけど、まず医療機関があって、スーパーがあって、郵便局その他公共機関が近くで、バスとかその他ハイヤー、理容等も近くにないと、なかなかシルバータウンというのはできにくい。その中に当然こういう給食配食サービスも入ってくると思うんです。ですから、基本的に私は否定はしませんが、全体をひっくるめて全部やるということになると、それは無限大になって大変ですから、その中でもどういう人たちをそういう配食給食サービスへやっていくかという、それはある程度、限定せざるを得ないと思えますから、基本的な考え方は否定はしませんが、中身についてはもうちょっと細かくチェックしないと、全部やるというのは、これは不可能であるとも考えております。

○議長（岡林守正君） 2番。

（2番 森 一美君発言席）

○2番（森 一美君） ありがとうございます。私は、これを広く住民に利用してもらえる体制というものが構築できたならば、現在ある配食センターだけでは対応が困難になるというふ

うに思います。

私なりに、こういうことをしたらどうかというような構想を今、つくりつつありますので、また、それができましたら、個人的にまた資料を持って行ってみたいと思います。この質問をしていると、ずっと長くなりそうなので、またあとで持っていきたいと思います。

蛇足になるかもしれませんが、9月7日、夜のNHK、四国のいいぶんという番組がありました。あの番組を見た人も結構いると思いますが、あのように自分たちが利用するものを自分たちで守っていく。自分たちで金を提供するというような方向に持っていったら、利用者も利用しやすいし、市の負担も減ってくるとそういうふうなところも考えておりますので、あの構想を取り入れることができたなら、もっと自分なりによい構想ができるのではないかと感じております。

続きまして、健康推進課長にお尋ねします。

災害時要援護者登録台帳なるもの、これの作成を目的に、確か2年ぐらい前だったと思いますが、住民からの聞き取り調査を行いました。これは台帳は作成されたのでしょうか。

○議長（岡林守正君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 毅君自席）

○健康推進課長（山下 毅君） お答えします。

平成22年度に要援護者対策として、土佐清水市災害時要援護者登録制度実施要綱を定めております。

その中で、地域で活躍されている民生委員・児童委員の皆様と社会福祉協議会に協力をいただきまして、要援護者登録台帳は作成しております。

平成24年8月17日現在で、1,282人の登録となっております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 2番。

（2番 森 一美君発言席）

○2番（森 一美君） わかりました。

一応、台帳は作成されているということなんですが、2年前の台帳ということ、これは2年前のデータをもとにしてつくられていると思います。

これ、民生委員の方なんかからも話を聞きましたが、まだ台帳が民生委員の手元には来てない。もう1回調査するようなことの要請が来てますという、その新しいデータをもう一度取り直して、今の台帳を作成すべきだと私も思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岡林守正君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 毅君自席）

○健康推進課長（山下 毅君） お答えします。

今年度、3・11の東日本大震災の教訓を生かしまして、対象者の的確な把握や支援者に対する理解を含めまして、災害時要援護者登録申請書兼登録台帳の見直しを行っております。

現在、11月末をめどに、各地区民生委員・児童委員の皆様や社会福祉協議会の協力を得まして、現在の災害時要援護者登録者の新規更新作業を進めております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 2番。

（2番 森 一美君発言席）

○2番（森 一美君） ありがとうございます。早期に作成していただけるようお願いしたいと思いますが、8月29日は、第2次南海トラフ大震災予測が出されております。

もし発生した場合に、まず最初、津波てんでんこという岩手だったのですが、あの言葉どおり自分自身で、まず自分の安全を守って、その後、要援護者の支援に回るとというのが基本だろうと思いますけれど、どこにどういう人がいるか、早目に台帳を作成して、災害時の避難等に役立つ必要があると思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（岡林守正君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 毅君自席）

○健康推進課長（山下 毅君） お答えします。

先ほど答弁しましたように、現在、新規更新作業を進めておりますので、登録申請者のシステム入力などの事務作業に時間を要しますが、来年、平成25年2月をめどに台帳を整備し、今年度中には民生委員・児童委員の皆様や区長、各関係機関へ情報提供できる予定となっております。

台帳を共有することで、各団体との連携及び支援体制など、災害時の避難に役立つものとして、早期作成を目指して対応してまいります。

以上です。

○議長（岡林守正君） 2番。

（2番 森 一美君発言席）

○2番（森 一美君） ありがとうございます。

早期に作成されることを期待いたします。

職員もいろんな仕事をしなくちゃいけない。これは大変だろうと思いますけど、それなりに優先順位をつけてこなしていただきたいと思います。と要望します。

続きまして、これもまた8月29日になりますけれど、これは日本農業新聞の記事でございます。

6次化ファンド法案、きょう成立と出ておりました。高知県におきましても、6次産業化の推進が進められております。国会でこの法案が成立されれば、なお一層、活用の機会がふえるでしょう。

また、地方の零細農家の生きる道ではないかというふうに考えております。

産業振興課長にお伺いします。

これによりますと、国の事業として先行事例をつくり、モデルケースとして示したいと載っております。この法律を活用するに当たっては、具体的内容の早期把握が必要だと思っておりますが、課長のお考えを聞かせてください。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 泥谷光信君自席）

○産業振興課長（泥谷光信君） 正式には、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案、いわゆる6次化ファンド法案についてのご質問であります。この法案は我が国の農林漁業の成長発展を図るため、新たな分野への開拓を進める事業者に対しまして、資金供給等の支援を行うことを目的とする機構の設立や業務範囲を定めるための法案と認識しております。

ただ、この法案につきましては、議員がおっしゃいましたように、8月29日に可決されたばかりでありますので、政府も法施行後、3カ月以内をめどに各自治体へ通達するとのことをございます。

現段階においては、まだ詳しい内容については明らかになっておりませんが、これから開催が予定されている国・県の説明会を通じて、市としてもいち早くその具体的な内容を的確に把握し、その活用について検討してまいりたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 2番。

（2番 森 一美君発言席）

○2番（森 一美君） ぜひお願いいたします。

産業振興課長、国の事業公募というのは、近ごろ結構、期間が早いというか、期間の短いものが多いように感じております。この期間に対応するためには、一応、地元なりに計画案というものを先行作成していって、こういう事業をやったらどうかというのを出されたときに、うちはこういうことをやってみたいという申請ができるように、考えておいたほうがいいんじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 泥谷光信君自席）

○産業振興課長（泥谷光信君） 法案での同機構の存続期間というのは20年になっておりますので、議員指摘のようなほかの施策のような早期短期的なものではないというふうに認識し

ております。

また、この法案で設立された機構から直接事業主体へ出資を行う方式ではないんです。この法案。地域の実情に合わせ、地域ごとに設立した地域ファンド、そういったものを通じて事業主体へ出資を行う、そういうことを想定しているとお聞きしております。

さらに、この地域ファンドについては、県・市の地方自治体やJ A、そういった地元企業などからの出資を見込んでおりまして、まずは国の主導で先行事例をつくって、それをモデルケースとして示すということでございます。

いずれにいたしましても、まずはこの法案の詳細把握と国・県の動向、そういったものに注視をしながら、県・市以外の組織からの地域ファンドへの出資が可能かどうか、そういったものも研究もしながら、また、その地域ファンドからの出資を受け入れることができる、そういった6次産業化を目指す事業主体の育成というのも非常に大事になってくると思いますので、事業化に向けた計画の策定を検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡林守正君） 2番。

（2番 森 一美君発言席）

○2番（森 一美君） ありがとうございます。

ぜひ、どんどん向こうからの情報を得て、計画していただきたいと思います。産業振興課長、もう一つ、関連事業者へのいろんな通知、周知徹底、これを早目にやってもらったら、ほかのところも対応ができやすいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 泥谷光信君自席）

○産業振興課長（泥谷光信君） この法案の全体像、それからさらには具体的な内容が明らかになり次第、本市の産業振興を図るために、農林漁業関係者はもちろんのこと、関係機関、そして市民にも広く周知していききたいと思います。そのまた活用方法も積極的に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岡林守正君） 2番。

（2番 森 一美君発言席）

○2番（森 一美君） ありがとうございます。ぜひお願いします。

一つでも、二つでも、6次産業を立ち上げ、地域の活性化が図れるように、私も一生懸命努力する所存でございます。関係各課のご協力もお願いしておきたいと思っております。

今回は、環境問題の質問ができませんでしたが、ついこの間、ニホンカワウソが絶滅種に指定されました。下ノ加江の川にも昔はカワウソが住んでおりました。私たちが釣りをしている

と、すぐそばから川に飛び込んで、いたずらしていたのを思い出します。

私は、今なおニホンカワウソはどこかで生きていると信じております。このすばらしい清水の自然環境をいつまでも残していけるように頑張ることを誓います。

きょう現在、交通事故防止緊急対策が行われております。過日、下川口の小学生の死亡事故が発生いたしました。二度とこんな痛ましい事故は起こらないように、皆様のご協力をお願いいたします。

また、今定例会中にセーフティロード103（土佐）、チャレンジキャンペーンが始まり、また、秋の全国交通安全運動も行われます。事故のない土佐清水市になりますように、皆様をお願いして、私の全質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岡林守正君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時49分 休 憩

午前11時03分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

1番 矢野川周平君。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） 皆さん、おはようございます。岡林守正議長、小川副議長、就任まことにおめでとうございます。

今後のご活躍を心から期待しております。

さて、東京電力福島第一原発事故を受け政府の革新的エネルギー・環境戦略の素案が報道されました。

原発に依存しない社会の一日も早い実現を掲げ、グリーンエネルギーの拡大、エネルギーの安定供給とあわせ、3本柱としたものであります。

原発の比率は2030年には15%を下回らせ、さらにゼロを目指すとしたものですが、時期は空欄となっております。高速増殖炉もんじゅは、廃止となる見通しで、原子力委員会は廃止を前提に見直すとしております。近く閣議決定する予定で、脱原発が初めて公式な政府方針となる見通しであるとのことであります。

あの悲惨なチェルノブイリ事故から約300キロも離れた北方の国、ベラルーシなどで放射能汚染により多くの人々、特に子どもたちが白血病や甲状腺障害、免疫力の低下や貧血、がんなどで苦しんでいるとの報道や日本人の医師が甲状腺がんで奇跡の手術を駆使したとの喜ばしい報道等もありましたが、これからの日本が時間の経過により、特に福島原発近隣の住民がどうなっていくのか、大変危惧をしているところであります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

近年、大幅な規制緩和、国際化や情報化、少子高齢化の進行などにより、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者トラブルも多様化、複雑化しております。

悪質商法、悪徳商法とも言いますが、悪質商法による被害があとを絶たず、重大な製品事故、米や食品の偽装表示など、消費者の信頼を揺るがす事件も相次ぎました。これらを背景にして、平成21年9月に消費者庁が創設されたところであります。

平成21年12月には、改正特定商取引法及び割賦販売法が施行され、対象となる取引のルールが大きく変わっているところであります。

本年8月24日の新聞に掲載されました社債や外貨の購入話で多額の現金をだまし取られる詐欺被害が県内で急増、また、還付金詐欺や振り込め詐欺も相次いでいるとのことで、その被害届の出された方の多くは65歳以上の高齢者とのことで、大変憂慮しております。

産業振興課長にお伺いします。

アポイントメント商法に始まり、最近では自然エネルギー詐欺、催眠商法等、いろいろな悪質商法がまかり通っております。時代劇でも有名な鬼平犯科帳ではありませんが、窃盗や詐欺、詐欺まがい商法など、時代は変わっても一般市民を巻き込んで、形や色、名称を変えて手の込んだ事件が後を絶ちません。

これらの被害者の多くは、孤独でお金を持った高齢者とも言われております。消費者保護行政担当課長の立場から、課長の意気込みと言いましょか、消費者を守るための見解等を構わない限りで答弁をお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 執行部の答弁を求めます。

産業振興課長。

（産業振興課長 泥谷光信君自席）

○産業振興課長（泥谷光信君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、県内におきましても、手をかえ、品をかえと言いますか、いろんな悪質商法の事例が発生しておりまして、被害者が後を絶たないのが現状であります。

本市におきましても、相談件数は少ないものの、訪問販売のトラブル、先物取引、また注文していないのに品物が送られてきたというようなそういう相談が寄せられているところであります。

幸いなことに、クーリングオフなどの指導によって、相談者が被害に遭ったというそういうようなケースは起こっておりません。ただし、清水警察庁舎には、昨年度、実際に振り込め詐欺による被害届の提出があったという事例が1件発生しているようであります。

現在、多重債務等の解決困難な相談等については、幡多地域の市町村が四万十市消費生活セ

ンターに事務を委託しておりますが、そこで専門相談員2名が対応し、最終的には弁護士や司法書士に紹介をするという、そういった体制になっているところであります。

また、本市の消費者行政事業といたしましては、市の広報に年4回から5回、啓発記事を載せて、また県の補助金等も利用いたしまして、注意を喚起するパンフレットを全戸に配布したり、振り込め詐欺防止のポケットティッシュを各金融機関に配布するなどの事業を行っておるところです。

いずれにいたしましても、高齢者はお金、健康、孤独、この三つの大きな不安を持っていると言われておりまして、悪質業者は言葉たくみに、これらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金、貯蓄などの大切な財産をねらっていると思っております。

また、高齢者に限らず、最近ではパソコン、携帯からの架空請求や街頭でのキャッチセール、そういった若者の被害もふえているとお聞きしております。

今後も、消費者保護の立場から、強い正義感をもって業務を遂行するとともに、消費者相談を積極的に行い、啓発活動も引き続いて行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 1番。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） 強い正義感をもって業務を遂行する、消費者相談を積極的に行い、啓発事業も引き続き行うというまことにありがたい答弁をいただきました。

産業振興課長のお考えはよくわかりました。ありがとうございました。

次に、悪質商法の名称や手口等、そして最近の統計でわかる範囲で結構ですので、本市における件数や被害状況等、できれば過去3年間の説明をお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 泥谷光信君自席）

○産業振興課長（泥谷光信君） 先ほど、答弁いたしました。実際に悪質商法に遭って、警察署に被害を提出したというケースは、ここ3年間で1件にとどまっております。

しかし、高齢者の中には訪問販売や催眠商法、そういった商品やサービスなどがその価値と比べて著しく高額であるにもかかわらず、被害者としての認識がない、その実態を十分理解できないケースもあると思います。

また、商工係が取り扱った相談件数については、平成21年度12件、22年度16件、23年度19件とわずかながら増加傾向にあります。内容としては多重債務、訪問販売、電話による還付金詐欺、日用品を配った後に高額商品を売りつける催眠商法、さらには最近で多いのは、電話や訪宅による太陽光発電の販売勧誘等、そういったものでございます。

以上です。

○議長（岡林守正君） 1 番。

（1 番 矢野川周平君発言席）

○1 番（矢野川周平君） いろいろとあるようですけれども、電話や訪宅による太陽光発電の販売、勧誘等は、なかなか皆さん注意してもらえるように、いろいろよろしくお願いします。

産業振興課長、ありがとうございました。

市長にお伺いしたいと思います。

産業振興課長の説明とおり、本市におきましても市民が被害に遭っております。石川五右衛門の辞世の句ではありませんが、「世に盗人の種は尽きまじ」とのごとく、いつの世も、悪人が手をかえ、品をかえ、高齢者等をねらっております。警察や消費生活センター等、多くの関係機関が啓発活動を行い、預貯金を引き出す際には、銀行の窓口で注意や指導を行っておりますが、あらゆるところで事件は続発しております。

また、消費者庁の調査によれば、被害を受けた方の中で、3 人に 1 人の割合で、誰にも相談してないという報告もありますので、市民を守るためにも、産業振興課長の答弁のように、いろいろな啓発を含め、対策の強化が必要だと思いますが、市長の見解をよろしくお願いします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 本当にテレビ等を見ましても、何であんな単純な話にだまされるのかと思うようなことでだまされている。これはつまり、老人の寂しさとか、いろんな条件が重なっていると思いますが、その裏返しでどうするかとなりますと、これは繰り返し繰り返し、なるべく直接本人、対象の老人となる方に声をかけて、事例をお話して、怖さを知らしめることが大事だと思います。幸いと言いましょか、本市の場合は、清水警察署のときからもそうでございますけど、今度、統合になって清水庁舎になりましたも、この組織を残しました。というのは、議会にもご理解いただいて、全額、市の助成で人件費を見ております地域安全協会の女子職員が警察に常時駐在しておりまして、この方がいきいきサロン等、老人やそしてまた交通安全では子どもたちの学校訪問などを含めて、特に老人については、各地区の集会所での集会は必ず行って、特に悪質商法については実態、どのようにだまされているかという芝居をしまして、現実だまし方を含めて、だまされた人の悲惨な状況も芝居で示して知らせております。これは非常に効果があると思います。これを確実にやってまして、私はこのことについては非常に効果があると思いますから、こういうことを通じて、老人にはなるべく具体的に、どんなだまし方をするか、だまされた人はどんなだまされたことで泣いているかということを知らしめることが大事だと思いますから、こういうことを通じて、大いに啓発を徹底していき

いと思います。

○議長（岡林守正君） 1 番。

（1 番 矢野川周平君発言席）

○1 番（矢野川周平君） 市長、ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、観光振興について質問をしたいと思ひます。

発光ダイオードの照明の活用について、産業振興課長にお伺ひします。

これからはLEDと言ひますけれども、LEDは白熱電球や蛍光灯と違ひ、発熱をしない、熱を発しないということで、そういう関係から消費電力を低く抑えることができます。そして寿命が長いということから、街路灯等に活用できます。

また、青色発光ダイオードの開発により、色が理論上ですけれども、全て出せるらしい、出せるということであります。

提案ですが、夜の観光地の街路灯などをLEDで照らしてはどうでしょうか。観光客を夜の足摺・竜串等の観光地に誘致できる可能性があると思ひますので、産業振興課長のお考えをよろしくお願ひします。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 泥谷光信君自席）

○産業振興課長（泥谷光信君） 発光ダイオード照明、LED、街路灯に活用して観光客の誘致をというご質問であります。答弁に当たりまして、LEDと観光地の関係、また観光振興の観点から、少し調べさせていただきました。

まず、お隣の徳島県阿南市におきましては、青色発光ダイオードの実用化で、世界のトップメーカーとなった会社のある光のまちとして有名ですが、夜になると約8万個のLEDで彩られたキラキラ・ドームをはじめ、市内のあちらこちらでLEDのイルミネーションが輝き、さらにJR阿南駅に隣接する光のまちステーションプラザでは、昼でもLEDの光が楽しめる観光スポットになっております。

また、山口県の誇る秋芳洞では、洞内全ての照明をLEDに切りかえ、使用電力量と二酸化炭素の排出量を約73%削減して、地球環境に優しい洞窟に生まれ変わったと聞いております。

また、さらには東京タワーなどのライトアップを手がけた照明デザイナーの石井幹子さんのプロデュースの照明デザイン、ライトアップは見ごたえがあり、LEDで鍾乳洞の自然な色を楽しんでいただけるばかりか、省エネやエコなどの環境意識を高めてもらえる観光地として売り出しております。

さらに記憶に新しいのが、東京隅田川で5月に行われたひかりのシンフォニーですが、これ

は隅田川にホテルがいたならという思いを込めて、約10万個の太陽光蓄電式LED、いのり星を隅田川に放流するイベントでありまして、壮大で幻想的な光のアートインスタレーションはすばらしかったと聞いております。

また、一方で、長野県茅野市においては、街路灯のLED化事業に取り組んでいると聞いておりますが、事業に当たっては、環境省が所管する地域グリーンニューディール基金を活用して、都市計画道路の水銀灯、22基全てをLEDの照明器具に交換するとともに、市単独事業で蓼科区蓼科観光協会が実施主体となって、たでしなヴィーナスライン沿いにある水銀灯108基をLEDの照明器具に交換する事業への支援も行っているとのことでありました。

このように観光振興やまちづくりにLEDを活用しているそういった先進地の事例も学びながら、足摺・竜串の観光地に生かすことができるか、できないか、そういったことについて、今後、関係機関とともに研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 1番。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） 先進地の事例を紹介していただき、説明いただきました。

今後、関係機関と研究されてくれるという答弁ですので、期待をしております。

産業振興課長、どうかよろしく願いいたします。

市長にお伺いします。

市内一円にということは大変な予算が必要ですので、そのような期待はしませんが、観光地や市街地の商店街等の活性化策として検討できないものか、市長のお考えをよろしく願いいたします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） いいことは申すまでもありません。耐久力もありますし、それから、電気料も非常に安いということですのでございますから、これはつけるときには一時お金が要りますけど、長期的には格安というものは間違いありませんので、今後、計画的に、なるべく取りかえてやっていきたいと思っております。ですから、観光地、市街地なども含めて、特に天神町ではクリスマスイルミネーションも有名になりましたので、その辺も含めまして市街地のにぎやかなこと、それから観光地の夜の観光なども含めて、ご提案のようになると夜を楽しむとか、明るいとか、防犯になりますし、楽しさもふえますし、大いに活用できるよう検討させていただきます。

○議長（岡林守正君） 1番。

(1番 矢野川周平君発言席)

○1番(矢野川周平君) 市長、どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

次に、足摺野路菊についての質問であります。

産業振興課長にお伺いします。

学名に足摺の名を冠する足摺野路菊は、世界に通じている花ですが、課長もご存じだと思いますので、どのような花なのか、答弁をお願いいたします。

○議長(岡林守正君) 産業振興課長。

(産業振興課長 泥谷光信君自席)

○産業振興課長(泥谷光信君) お答えいたします。

本年で足摺宇和海国立公園の指定40周年を迎えますが、その足摺の自然と歴史を案内する当時のパンフレットには、秋を彩ると題しまして、足摺岬の先端の岩場に自生する葉が厚く、小型になったものを特に足摺野路菊として区別し、厳しい潮風の吹く断崖絶壁に群生することが多く、秋から冬にかけて白い花を一面に咲かせるとあります。

この足摺野路菊は、ノジギクの変種で、足摺岬から愛媛県佐田岬までの海岸線に分布しておりますが、季節は10月から12月にかけてが見ごろとされておりまして、土佐清水市内では多く分布しているのは足摺岬灯台周辺や足摺岬への西回りの道路斜面などで多く見ることができます。

小さな花びらをつけた足摺野路菊の人気は高く、毎年、この時期に合わせ、写真撮影に訪れる観光客が撮影した美しい写真がインターネットにも数多くアップされております。

ひそかに清楚に咲き、小さく可憐な花ながら、黒潮の強い潮風にも耐えるそういった強さと言いますか、そういったものを感じる花ではないでしょうか。

以上です。

○議長(岡林守正君) 1番。

(1番 矢野川周平君発言席)

○1番(矢野川周平君) 産業振興課長、ありがとうございました。

まことにきれいな花ですので、よろしくお願いいたします。

市長にお伺いしたいと思います。

きのうの朝のニュースでした。ちょっとパソコンやってみましたので、場所はわかりませんでしたが、彼岸花が開花し、10万人の観光客を誘致しているとありました。

彼岸花とは、毒性があると言われ、私個人としては、それほどよい花とも思えませんが、100万本の開花ということで効果があるのでしょうかと思いました。本市においては、春にはりんご椿、シーズンオフの11月ごろには足摺野路菊で観光振興に役立ってほしいと願って

おります。

椿は結構有名ですけれども、まだ足摺野路菊は知っている人は知っておりますけれども、ちよっと椿と比較しては低いんじゃないかと思われましたので、市長は足摺野路菊に関して、どのようなお考えがあるのか、お願いいたします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 市内では、今、観光地のいろいろな写真つきの名刺の台紙をつくっております、無料で提供しております、私は時節柄、四季四季に応じたそういうのを取りかえながら、東京をあちこち行っても名刺を交換しておりますが、野路菊も使わせてもらっております、もらった人がびっくりしまして、きれいですねということで、片仮名で「アシズリノジギク」と書いてますから、これまたいいんです。東京なんかいってもちゃんと見てくれます。そういう意味で、私は常時、自分がそういうふうにして観光宣伝を努めてやっているつもりでございますけど、今、だんだんお話ありましたように、非常に可憐で、清楚で、力強い美しい花です。足摺ももちろん有名ですけど、私は大月にお墓がありますので、年に何回か行きます。秋口にも大月の小才角から向こう、才角に至るまでの海岸、ずらっとありまして、有名なんですけど、ああいうふうに群生するということも非常に有名にする一つですから、これからは足摺地域の群生地を大事することと同時に、できれば足摺一帯をそういう足摺野路菊という地域名を代表するように、もっともっと群生化と手入れ、育成、これもちょっと強化したらどうかと思っておりますので、担当とまた十分話していきたいと思えます。

○議長（岡林守正君） 1番。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） よろしく申し上げます。市長、どうもありがとうございました。

次に、最後にいじめ問題について、質問をいたします。

3人目の質問で申しわけありませんが、重複する部分もあろうと思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

滋賀県大津市の中学校で発生したいじめによる中学校2年生の自殺問題は、教育委員会や学校関係者等、多くの方に衝撃を与えました。

内容については、皆さんもご承知ですので、省きたいと思えます。

学校教育課長にお伺いします。

最近の統計で構いませんので、不登校やいじめ問題など、できれば過去3年間の数値を教えてください。

○議長（岡林守正君） 学校教育課長。

(学校教育課長 黒原一寿君自席)

○学校教育課長(黒原一寿君) お答えします。

不登校につきましては、平成22年度、23年度は、文部科学省による児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査、平成24年度につきましては、高知県調査をもとに説明いたします。

文部科学省調査は、欠席日累計が年間30日以上の子童・生徒、高知県調査は7月末までの欠席日累計が30日以上の子童・生徒を対象にしています。

市内の小・中学校の不登校の子童・生徒は、平成22年度は13名、平成23年度は12名、平成24年度の不登校傾向の子童・生徒は3名となっています。

いじめにつきましては、平成22年度3件、平成23年度2件、平成24年度1件となっています。

以上です。

○議長(岡林守正君) 1番。

(1番 矢野川周平君発言席)

○1番(矢野川周平君) ありがとうございます。

次に、いじめの種類と言いましようか、いじめの定義についてちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(岡林守正君) 学校教育課長。

(学校教育課長 黒原一寿君自席)

○学校教育課長(黒原一寿君) お答えします。

いじめの定義につきましては、文部科学省によりますと、子童・生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行うもの。起こった場所は、学校の内外を問わないとなっています。

以上です。

○議長(岡林守正君) 1番。

(1番 矢野川周平君発言席)

○1番(矢野川周平君) ありがとうございます。

次に、学校現場で種類別につかんでいる数値があればお願ひしたいと思います。

○議長(岡林守正君) 学校教育課長。

(学校教育課長 黒原一寿君自席)

○学校教育課長(黒原一寿君) いじめにつきましては、複合的な要因があり、区分しにくい

ものですが、あえて区分すると、平成22年度の3件は冷やかし、からかいが2件、仲間外し、集団からの疎外が1件、平成23年度2件は、冷やかし・からかいが2件など、平成24年度の1件は落書きの1件となっています。

いずれの事案についても、学校がいじめを認知した段階で、担任、担任以外の教職員、養護教員等が個々への対応と保護者への連絡と協力、学級集団指導等により解消しています。

以上です。

○議長（岡林守正君） 1番。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） 学校教育課長、どうもありがとうございました。よくわかりました。次に、教育長にお伺いします。

学校教育課長の報告のとおり、いじめ問題は人間の集団ができれば、必ず発生すると言われております。清水中学校に統合ともなれば、なおさらだと私は思っていますが、教育長のいじめに対する見解を正式な議場で確認したいと思いましたので、よろしくお願ひします。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えをいたします。

いじめは重大な人権侵害でありまして、子どもたちの心に深い傷あととして残る深刻な問題です。

どんなにすばらしい取り組みを行っていても、いじめが起きてしまう場合があります。不幸にしていじめが起こった場合、いじめを受け、つらい思いをしている子どもの側に立ち、子どもの保護者の心に寄り添いながら、一刻も早くその苦しみから解き放たなければなりません。

教職員や学校だけの対応ではなく、関係機関の協力を得ながら、幅広い視野からの支援が必要であるとそのように私は認識しております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 1番。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） 教育長、ありがとうございます。

大津市の事件以来、いじめを防ぐための方法など、全国で展開されております。

本市も清水中学校のみとなり、いわゆるいじめから逃げ場のない状態となりますので、何らかの方策をとる必要があると思っておりますが、教育長のお考えをお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

いじめに対する方策につきましては、現在、清水中学校にはスクールカウンセラー1名を配置しております。また今年度からスクールソーシャルワーカーを教育センターに1名配置し、いじめ等に対する相談機能の充実を図っております。

また、生徒の不安解消や相談しやすい体制づくりといたしまして、教員の人事異動面において休校する学校から何名かは清水中学校へ異動するよう、県の教育委員会へ強く働きかけを行うつもりでございます。

いじめの予防には、日ごろから生徒を見守る教職員の姿勢がいじめ予防、早期発見に重要となりますので、学校には校長会を通じて、教師1人での対応ではなく、学校全体で取り組むよう強く要請をしていきたいと思っております。

また、地域を含めた取り組みにつきましても、先進地事例等を含め、今後、勉強していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 1番。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） 教育長、ありがとうございました。よくわかりました。

その点、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、市長に伺いたいと思っております。

いじめは犯罪とも言われ、いじめは人権問題と同じもので、するを許さず、されるを責めず、傍観者なしと定義をされております。

いじめをする者は絶対に許さない。許してはならない。最初は遊び心でからかったりするうちに、弱者に攻撃を強くしていくようであります。

また、される側と言いますか、いじめを受ける方は、いろいろな形で攻撃されますが、される側が弱いからなどと責めることは絶対してはならないということであります。

最後の傍観者なしは、いじめの現場で見逃すことがないように、見て見ぬふりをするのは非常に危険なことになりかねないということからであります。いじめ問題に対する市長の考えをお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 過日、公民館で市の人権教育研究集会がございまして、祝辞を申し述べましたときに、ほとんど社会教育、学校の先生方ばかりでございましたけど、私は素人ですけど、あえて言いました。具体的に問題があったら、告発してくれと。隠さないで、蒸し込ま

ないで、まず社会に訴えて告発してくれと、それから問題にすることによって、みんなが取り組むことになるから、まず告発をしてもらいたいとお願いしましたが、乱暴なご挨拶でございましたけど、全国の具体的な例を見ると、蒸し込んだり、隠したり、まあまあというのがいけないんじゃないかと思いました。ですから、昔から我々も子どもの時分、随分と先輩にいじめられたり、例えば泳ぎを知らないのに海にほうり込まれたり、いろいろなことありましたが、今、振り返ってみると、怖い中にも優しい、ある意味いい先輩だったような印象が多いんですが、今は陰湿というか、悲惨なというか、何か暴力団の映画見るような悲惨な状態ですから、これはほっとけない。ですから、みんなで大人で、地域で全体の問題として取り組む、こういう仕組みが必要じゃないかと痛感しております。

○議長（岡林守正君） 1番。

（1番 矢野川周平君発言席）

○1番（矢野川周平君） ありがとうございます。

市長もご承知だと思いますが、兵庫県小野市がいじめ等防止条例を全国に先駆けてと言いましょうか、制定しております。

いじめ等防止条例というのは、前段ありまして、すべて人はかけがえないひとりの人間として、互いに尊重されなければなりません。小野市では、市民憲章や差別を許さない明るい都市宣言のもと、あらゆる人権課題の解決に向け、積極的な施策を展開しています。

しかし、今日、物質的には豊かな生活の中で、心の荒廃やいじめ等の問題が、家庭・学校・企業・地域社会など、あらゆる生活環境において憂慮される事態となっております。

いじめ等は、基本的人権を脅かす行為であります。この問題の背景には、家庭・学校・企業・地域社会などのそれぞれの要因が複雑に絡み合った根深いものがあり、根本的な問題解決のためには、これら全ての関係者の協力が不可欠です。

小野市では、いじめこそ、あらゆる人権侵害の根源であると捉え、学校におけるいじめだけでなく、家庭・企業・地域社会などの虐待、ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメントなどの問題を解決することが人権侵害そのものの解決につながるとの認識から、いじめ等を絶対に許さないという断固たる姿勢で、すべての市民の総意のもと、その防止に取り組みます。

ここに、私たちはいじめ等のない明るく住みよい社会づくりを目指し、市民がさまざまな地域活動の中で築いてきた活力や学校における充実した教育力を基盤に、それらの力を結集して、いじめ等を防止するため、この条例を制定しますとあります。

本市も中学校が統合しますので、保護者等を安心させるためだけでなく、いろいろな場所、会社、いろいろな組織等がいじめがあるとされておりまして、本市も条例の制定をしては

どうかと思いましたので、市長のお考えをよろしくお願いします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 今、あなたからいただきました文章を読ませていただきまして、これは十分検討すべき課題だと思います。

教育委員会だけの問題じゃなくて、市全体の問題として取り組むような方向で、十分、事務局、教育委員会ともこれを検討させていただいて、本市にこれを参考にしながらどういう条例ができるか、なお詰めた検討をしてみたいと思います。

毎月、市政という本が来るんですが、その中にきょう読んでいましたら出てました。いじめの問題でいじめた側が今度、社会からものすごい批判されて、インターネットでそいつをやっつけろ、家族も許すなという過激な言葉がどんどん入ってきて、逆にそのこともまた行政は守らないといかんという、だからいじめられる側といじめた側と両方の人権があるんだということも視点に置きながら、全体的に基本はあなたがおっしゃるように、人権はどうなるかという視点で、できれば完璧に近い条例をつくるように、なお検討させてもらいたいと思います。

○議長（岡林守正君） 1 番。

（1 番 矢野川周平君発言席）

○1 番（矢野川周平君） 市長、よくわかりました。ありがとうございました。

以上で、私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岡林守正君） この際、午食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 40 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き一般質問を行います。

7 番 永野 修君。

（7 番 永野 修君発言席）

○7 番（永野 修君） 午後になりますと、何かと気分も緩んでくる時間でございます。市長をはじめ、執行部の皆さんには、どうか一生懸命やりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、このたび新議長となられました岡林議長、それから小川副議長、就任まことにおめでとうございます。どうか市民のために、そしてまた議会のために頑張っていたきたいとこのように思っております。

今朝も渡し場から山のほうを見ますと、清水中学校の校舎が着々とできている様子が見えま

す。

毎日、その姿が変わってきているように思っておりますが、いよいよ来年新年度からは、中学校は1校になるということでございますが、学校統合に当たりましては、教育長をはじめ教育委員会の皆さん、本当に皆さんの努力の結果だとこのように思っております。

ただ、母校がなくなる私としましては、本当に寂しい限りでございます。

足摺岬中学校では、もう今年度限りで学校がなくなるということで、夏休みに全校生徒11名だそうでございますけれども、みんなで修学旅行をするということに決まりまして、富士山へ登ってきたそうでございます。子どもたちにとっては、この修学旅行は、一生の思い出、一生の宝物になるものではないかと思っております。

日本一の富士山に負けないような立派な人間に育ってもらいたいと願っております。

どうか教育委員会におかれましては、小さな学校の子どもたちが大勢の中でおぼれてしまわないように、特段のご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、質問通告に従いまして、質問をしてみたいと思っております。

初めに、観光行政についてでございます。のっけから市長への質問で大変恐縮しておりますけれども、杉村市政の中で観光産業はどのように位置づけをされておるのか、市長にお伺いをいたします。

○議長（岡林守正君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 従来から、本市の戦略産業だということをいつも言っております。基幹産業は昔から農業・漁業、加えて林業でございますけど、恐らく国立公園ができたころから、観光が一大産業になったと思っておりますが、最近では、私もあえて戦略産業という言葉を使わせていただいておりますけど、漁業・農業もそれだけではじり貧、やはり観光産業と加えて、それをいかにうまくミックスさせて発展させるかというのは、どの市長もそうだったと思っておりますけど、私は特に戦略産業という言葉を使わせていただいておりますが、現実はその中心的観光産業が非常に厳しいと。特に昨年の震災から極端に厳しくなっております。

後ほど、質問があろうと思っておりますけども、数字を見ましてもぐっと下がっております。

ところが、一方、テレビ等で見ましても、東北の皆さんが、今、これだけの大被害を受けたんだから、この際、みんなが東北へ観光に行こうというキャンペーンがやられております。ついこの間の日曜、僕はちょっと見ましたけども、みんなが直接東北へ観光することによって、少しでも国民的に連帯と言いましょうか、お助けをしたいというそういうムードが今、あるのが一つ。もう一つは、本市の観光産業が経年劣化と言いましょうか、施設も古くなって、そし

て経営もマンネリ化して、我々の対応も予算がないとはいえ、どちらかと言うと、それほどリニューアルに対して金をかけてないと。いろんな条件があって、今日のちょっと寂しい状況になっていると思いますが、こういう状況でございますので、大変でございますけど、やはり、戦略産業で中心課題であることには間違いないので、本市の中心の産業として位置づけて、これからもこれを中心に市内の活性化を図るとというのが、私の基本的な考えでございます。

○議長（岡林守正君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） 昨日から、市長の答弁を聞いておりますと、以前は非常に声が小さくて、なかなか聞き取りにくかったというように私は印象を持っておりますが、マイクがよくなかったかどうか知りませんが、非常に後ろで聞いていても、腹から出る声で、非常に説得力があるなというように思っております。どうか、この馬力をこれからも続けていただきたいというように思っております。

そこで、産業振興課長にお尋ねをしたいと思うのですが、足摺岬のホテル、自己破産、こういう見出しで6月24日、高知新聞に大きく掲載をされました。

新聞によりますと、このホテルは1970年、旅館として創業、95年にホテルとして新築オープンしたものの、観光客の減少やホテル新築当時の借入れ負担も大きく、破産申請になった、このような内容であります。

今、このホテルは人の出入りもなく、夜間、明かりのつかない大きな建物の姿は、一段と寂しく、また異様でもあります。

このホテルの破産理由の一つに、観光客の減少があるようですが、最近の観光客の状況と観光客の年間消費額についてお尋ねをいたします。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 泥谷光信君自席）

○産業振興課長（泥谷光信君） お答えいたします。

きのうの西原議員のご質問でも答弁させていただきましたが、昨年、平成23年、本市の観光入込客数は70万人を割り込む、そういった状況になっております。

市で把握しております観光統計の資料で、それぞれの数値を年ごとに答弁させていただきます。

まず、観光入込客数を比較してみますと、平成15年72万4,003人、平成16年70万4,377人、平成17年75万1,568人、平成18年75万4,732人、平成19年76万8,167人、平成20年74万7,438人、平成21年77万1,459人、平成22年86万9,793人、平成23年68万5,872人となっております。

次に、観光客宿泊者数を比較してみますと、平成15年32万6,509人、平成16年25万6,439人、平成17年26万8,840人、平成18年24万9,876人、平成19年26万1,008人、平成20年24万2,199人、平成21年20万9,712人、平成22年22万3,482人、平成23年18万5,280人であります。

次に、消費額を比較しますと、平成15年78億2,186万3,000円、平成16年69億4,455万4,000円、平成17年72億8,128万2,000円、平成18年70億9,780万8,000円、平成19年72億7,741万3,000円、平成20年69億4,031万5,000円、平成21年66億8,172万8,000円、平成22年73億7,840万3,000円、平成23年59億2,649万8,000円となっております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） ありがとうございます。

70億円、少ないとしても60億円という経済効果があるということでございますので、まさに先ほど市長が言われました本市の戦略産業ではないのかなというように思っております。

そこで、もう一度、産業振興課長にお尋ねしますが、足摺岬の元気な足摺観光と言われませんか。本市の観光産業の元気なころの私のふるさとでございます足摺岬には、ホテルや旅館のほか家族経営というような小さな民宿がたくさん営業をしておりました。時代の流れの中で、民宿の多くがもう既に廃業いたしております。

身近な例としては、市町村職員対抗の駅伝大会が毎年開かれておりますけれども、初めのころは、選手の宿泊は全て民宿ということで運営されていたと思っておりますけれども、最近は何年か前から、民宿がなくなったということで、選手は全てホテルということになっているということを知っております。

ちょっと数えてみますと、足摺岬でも、40軒を超えるような民宿などが廃業しておりますので、市内全体では相当の数にのぼるのではないかと思います。本市のピーク時の宿泊施設数と現在の施設数について、答弁をお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 泥谷光信君自席）

○産業振興課長（泥谷光信君） 観光統計において把握しております市内宿泊施設数は、観光統計の集計を始めた昭和52年には、ホテル・旅館・民宿を合わせ142軒の施設がございました。

また、観光入込客数が100万人を超えた平成5年のピーク時には、92軒あった宿泊施設

が平成14年には65軒、現在は53軒と減少の一途をたどっております。

この多くの宿泊施設が廃業や休業になった理由につきましては、個別に詳細な分析はしておりませんが、総合的に考えた場合、観光入込客数の減少による経営不振や高齢化等に後継者不足、また、施設の老朽化に対応する費用負担、そういったものが原因と考えられているところであります。

また、平成5年の観光入込客数ピーク時に比べて、約40軒の宿泊施設が廃業や休業されている状況は、議員がおっしゃられたように長引く不況と観光入込客数の減少が大きく影響していると思っております。

これらの原因である観光入込客数の増加に向けた観光振興策について積極的に対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） 産業振興課長、ありがとうございました。

次に、観光予算について質問したいと思いますが、この観光関連予算と言いますか、これは公園管理費、観光振興費、今はありませんが、つい最近までは観光施設費というのがあって、三つの予算の目があって、観光振興と言いますか、観光行政をやってきたと思えますけれども、今回はどうもこれらの施設と振興については二つの課にまたがるということでございますので、副市長には大変悪いというか、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、できれば私の希望ですが、今後、産業基盤とそれから振興というのは、車の両輪であって、切っても切り離せない。例えば、夫婦のようなものじゃなからうかと思えますので、できれば一つにさせていただいたら、一つの課長に質問ができるのやないだろうかというように思っております。

検討する機会があったら、お願ひしたいと思えますが、平成14年から24年、ことしの当初予算の中での先ほど言いました公園管理費、観光振興費、観光施設費、いわゆる観光関連予算を見てみますと、平成14年度当初予算は、3億6,998万2,000円で、総予算額に占める割合は2.87%ということでありませう。

その後、予算は漸減し、平成24年度、今年度予算額は1億3,109万8,000円で、平成14年度予算の半分となっております。

観光予算と観光客数は、相関関係にあるというように私は信じているものでございますが、観光産業の不振は、予算規模にあらわれているのではないかとと思えますが、副市長のご所見をお伺ひしたいと思えます。

○議長（岡林守正君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） お答えいたします。

大変長引く不況の中で、それも長期化をしております、企業への影響、あるいはまた家庭にまで大きく影響しているのが現状であります。

特に、東日本大震災、福島原発の事故以降、本市を訪れる観光客は年々減少しております、先ほど担当課長からも70万人を割り込んで、68万5,000人というような報告もあったというふうに思っております、平成5年の104万人観光客から大きく減少をしております。

観光産業につきましては、大変裾野も広く本市経済にも多大な影響を及ぼすものと認識しております。この状況を受けとめ、観光振興と地域の活性化に向けた取り組みを推進しなければならぬところであります。

予算を倍に増額したから観光客がふえるということではございません。幾分、観光客も当然ふえてくるというふうに思っておりますし、その時々々の要請に合致した誘客活動、あるいは受け入れ体制の整備には一定予算づけが必要だろうというふうに思っております。

議員のご案内のありました平成14年3億7,000万円につきましては、ちょっと確認してみますと、テルメの改修費、あるいは委託料というような施設費が2億円余りも加えられております。

また、長期的に継続される振興策に取り組むことが必要であり、戦略的な視点を踏まえて、国際観光の推進、あるいはジョン万を観光資源とする誘客活動、広域観光の推進、またバリアフリー化などによる優しい観光地づくりに努めていく必要があるし、それ相応の予算措置も必要だろうというふうに思っております。

○議長（岡林守正君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） テルメの施設費ですか、大きなものが入っていると、14年度は。まことにそのとおりで、そこで私なりに予算についての施設とか、テルメの施設費が観光振興費の中に今、ずっと入っているようです。コージェネとか、何とかいうのも含めて。これが振興費に当たるのかどうかということは、今になってみると、大変また意見も分かれるところではないだろうかというように思いますが、きょうはそのことの質問はしません。また機会があればしたいと思えますけれども、それで、人件費とか、副市長が言われた施設費とかいうものを除きたいわゆる真水部分と言いますか、そういうもので見てみますと、14年から24年度までの平均をとると、8,500万円ぐらいになるわけです。

特に、8,500万円に押し上げた主な原因が、21、22、23年、この3年間の予算規模

が1億円を超えていると。かなり観光には力を入れた3年間ではなかったろうかというように思っております。

ただ、そういう中で、先ほど、産業振興課長からは、入込客数、それから宿泊者数、これについてもあんまり変化のないような形の答弁もあったように思いますが、ただ一つ、課長からの答弁がありましたように、宿泊施設数、これはピークのときには140何ぼあって、現在は50何ぼということですので、3分の1に減っているということだと思います。

足摺の観光に携わる方に聞くと、やはり毎年、右肩上がりということやったらいいですけど、右肩下がりじゃないのかなと。いわゆるじり貧ではないのかなというような意見を、考え方を持っている方もございます。いろいろ知恵を出して、これまでもいろいろな形で観光振興をやってこられたと思いますけれども、ここらあたりで何か目先の変わるなかなか逆転満塁ホームランを打つような予算の計上の仕方というものはないかもわかりませんが、そういう形のをぜひ、検討する時期に来ているのではないのかなというように思いますが、副市長の見解を伺いたしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） 観光産業を取り巻く状況というのは、先ほど来、大変厳しい状況でもありますし、課長からもありました宿泊施設の142軒から53軒というような形で、じり貧のような形で廃業というような方向にもなってきております。大変厳しい産業ではございますけれども、先ほど来、言いましたように、大変裾野の広い観光産業というような位置づけもしておりますし、本市の戦略的な産業というような位置づけもございますので、なかなか先ほども言いましたように、満塁ホームランみたいな策というのはなかなか見い出せないのが現状ですけれども、それぞれが知恵を絞って、一定、観光客誘致、あるいは観光産業の振興というような形で、お互いが汗をかき、知恵を絞って、予算づけも当然必要でございますけれども、そういう方向で職員が取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

○議長（岡林守正君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） ありがとうございます。

次に、市長に質問いたします。

観光の中で一番お金が落ちるとというのが、やはり宿泊客の問題だと思います。そういう中で、観光客、宿泊客が減少していく中で、業者間の競争と言いますか、そういうことで宿泊単価がかなり落ちておると、低下をしていると。そしてまた聞くところによりますと、海外旅行との関係で足摺へ来るよりも、海外に行ったほうが安いとかいうようなこともあって、非常に客単

価が低く抑えられているというのが現状のようにも聞かるところですが、今回、倒産したホテルは、建設費の借入金など、倒産理由もいろいろあったというように報道されておりますが、何よりも観光客の減少、宿泊客の減少、これが一番の問題ではなかったのかなというようにも思うわけですが、こういうお客さんの減少がこれからも続くのではないかとというようなことも考えられておりますが、計算上でございますが、このまま減少していくと、10年後には10万人ちょっと、現在の半分くらい落ち込んでいくのではないかとというようにも計算される場所ですが、お客さんが少なくなりますと、また業者間の過当競争というものも予想されます。客単価が低くなるということでございますが、そうなりますと、体力に余裕のないホテルは厳しい経営になるとこのようにも指摘されております。第二、第三の倒産が出てこないように、対策を立てるべき時期に来ているのではないかとこのように考えますが、市長として、これからの観光行政の方向性について、どのように考えられているのか、お尋ねをいたします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 一番難しい問題で、一番やらなければならない課題ですから、本当に責任者としては、頭の痛いところでございますけど、まず、成功例で言いますと、窪川の奥のほうですか、ホビー館、私も行ってきましたけど、行く途中は、足摺の道なんてものじゃない。林道に入っていきような感じの道をずっと走りますけども、そこへ全国から、それこそわんさど今、押しかけて、すごい人気でございます。かっぱ館ができましたから、またすごい、それも近いうちに僕は見に行きたいと思うんですが、結局、ああいうPRもいいでしょうけど、思い切った施設をつくって、わざわざ訪ねていってみようというその魅力こそが大事。ですから、裏返して、清水はわざわざ行ってみようという魅力が乏しい。国立公園40周年を迎えた今年でございますけど、振り返って海中展望塔の高知県観光開発公社の私、役員でございますから、四半期に1回、幹部が集まるんですけど、予算決算の。いろんな方が出てきます。四国銀行の頭取であったり、高知新聞の社長であったり出てきますが、その中の1人が、今後どうしたら足摺がええかということで、私も含めてざっくばらんに討議するんですけど、ある方が言うのは、「市長さん、あんたに悪いけど、手あかがついている。」と「思い切ってリニューアルして、思い切って足摺の魅力を出さないと減るばかりです。」そのとおりです。どうしたらいいか。その次、何がいいという具体案がない。しかし、仮にあっても予算がないとか、隘路が多いです。しかし、私は今は、予算のことは言いません。まずどうしたらええかという案をお互いに確認して、金がなかったらどうするか、予算付けができなかったら民間資本を導入するとか、いろんな方策は二の次にして、まずどうしたらいいかという統一見解というか、お互いに確認事項を確立せないかん。これをせんと、前年困った、困ったと言って、手探りで議論ば

かりしておっても、だんだんいきませんので、それこそ早いうちに、例えばアンパンマンミュージアムのようなああいうことも含めて、一体どんな人に助けてもらって、どんなに我々が計画して、どうしたら起死回生策ができるか、それが決まったら、その次に金どうするかということになりますけど、それ以前に、まずどうしたらいいかという回答が確立しませんので、それをもう時間ありませんので、早急にいろんな方の知恵を集めて、だらだらするんじゃなくて、早くやらないかんとおもいます。それが第一に非常に深刻に考えています。

第二は、それが決まったら、予算がないじゃ何じゃ言わずに、それは何とかして必死に手当てを組んで、例えば民間であれ、我々の公共でやるのであれ、第三セクターで思い切ってやらなきゃいかん。同時に足摺だけじゃなくて、竜串とセットで、土佐清水市をどう売り込むかということも考えなければいかんとおもいます。

もう一つ、いい理由としては、間もなく早ければこの12月に来ます、高速道路が。こっちの窪川あたりまで来ます。宇和島も来てまして、まだ今の南楽園のほうまで伸びてます。両方から好条件、迫っていますから、この間をどうするかということと、ドッキングしたらどうするかということで、とりあえず、高速道路が迫っていますから、その間どうするか。

一方では、大月で宿泊施設ができたり、あちこちでぼつぼつできてますけど、私、どこへ行ってもご挨拶、祝辞言えと言ったら言うんですけど、観光と言うのは1市だけよかってもらえません。それぞれが連携をとって、地域全体で盛り上がらないと、観光のお客というのは流れていってますから、清水じゃ、大月じゃ、どこじゃ言いよりません。ええところあったら、どこでも迫っていきます。しかもインターネットでよかったら、それこそ今のホビー館まで追いかけていくわけですから、そういう魅力を足摺でどうつくるかということが差し迫った問題ですから、これ時間かけないで集中的に討議をして、何とか対策を考えたいと、今、それでいっぱいでございます。それを考えております。どうしたらええかということ。

○議長（岡林守正君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） もう市長の頭の中には、本市の観光産業の再生というのあらかた絵が描けておるのではないだろうかというような今のお話だったように私はとらまえておりますが、以前、足摺の観光の非常にブームのときに、ホテルの社長さんの一番の仕事が、お客さんを断ることだったと。今では本当に夢のような、うそのようにも聞こえるかもわかりませんが、これが一番難しい仕事やったというようなことも聞くわけでございます。それはなぜかということでございますが、当時はこういうような人が余り入ってこない僻地と言いますか、そういうものが非常にブームになった時代の中でのそういう本市の観光ではなかったかというように思いますが、この間、ごく最近の話ですが、石川県の加賀市の山代温泉にあるこれは老舗ホテル

で有名な名前のホテルだそうでございますが、お客さんの減少で休業したということで、従業員200名は全員解雇というニュースが流れました。

日本を代表するようなホテルだったようでございますので、このようなホテルでも、このようなありさまであります。

今、ホテルを営業している方の中には、不況になったら一番先に節約するのが、旅行やレジャーやと。このまま不況が続くと客足がふえるのは難しいのではないかと。何とか経済不況を脱出することができんろうかというようなことを聞きます。もっともな理屈だと思いますが、それと同時に、お客さんが少なくなったら、入れ物も少なくしないことには成り立たないと、こんなことも指摘をされているところでございます。

ただ、だれが小さくするのか、どこを小さくするのか、具体論になりますと、各論になりますと、簡単には手をつけられないところだと思います。

市長は、このことについて、どのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） きのうも言いましたけど、経済は生き物でございますから、すごい経済大国であっても、ヨーロッパのように本当に惨めな状況になったり、あるいは新興国の韓国や中国あたりがものすごい勢いで経済よかったり、中国はちょっとかげりが出ているようでございますけど、経済というのはまさに生き物でございますして、日本もこれだけすごい敗戦後、50年、60年を経て、すごい日本になりながら、今はちょっと落ち目になりました。地域的に見ましても、そういう栄枯盛衰があるわけでございますけど、そうかと言って指をくわえて見よるわけにはいきません。あなたおっしゃったように足摺もかつてはよかった。それが今は大変な状況でございますけど、これもいつまでもではなくて、これをほっていただいけませんけど、何か手を加えて、例えば足摺の自然だけでいかなきゃ、人工的に何か楽しい行ってみようと思うようなものをつくるのか、それも大事だと思うんです。国立公園の意思というのは、自然を守ることを主眼にしておりますけど、それで第一のヒット作品はできても、それだけでは見飽きてきて、二度と行こうと思わないとか、もう1回言ってみようと思いにくいと、やはりそれプラス何かを、それが決まらない。何をどうしていいか、お互いに手さぐりでわからない。竜串もそうです。室戸と匹敵するぐらいすごいジオパークやから、市長売り込んでやれと言います。はっばかけられる。僕もその頭ありますけど、ようやく室戸が世界ジオパークになって、出たときに、うちがそれを追わえて行って、わしのところもはめてくれというのは、ちょっと待とうよ。やがてうちも高知県全体でジオパークひっつけて売り出すような時期に来るんじゃないかということで、資格あるんですから、十分値打もあるわけですから。いろんな

アイデアありますけど、これだとしてまとまって、行動に移して、それが果実になるまでようしないという、ようしないのか、しないのかわかりませんが、それは私の責任ですから、やらないといけません、何にしても先ほどから言いますように、これでという起死回生策を決めないと、そうなりますと、旅館もこれ以上少なくしてはいけません、一定の期間、中間である程度、経済的なことでやむなく、また倒産とかいう大変な状況出てくるかもわかりません。うわさはちらちら聞きますけど、それをさせないようにまずどうするか、それは緊急的には利子補給であったり、あるいはまたその他の補給であったり、手助け、補助金であったり、長期的には新しい施設をつくるか、抜本的な改正案をつくるか、その長期・中期・当面と、このような対策をタイムリーに出していかないといかんと思います。

どうしたらいいかと決め手はありませんが、いろいろ案はありますけど、発表するまでに至っておりませんが、時間がない。早くしないといかん。これだけは今、はっきりと認識しております。

○議長（岡林守正君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） 私に割り振られた時間が非常に経過しておりますので、観光行政についてはここで締めたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。

給水条例施行規則第22条ということでございます。

私は、この前から非常に水道行政についていろいろ質問をしてきております。確か6月議会もやったように記憶しておりますが、特段、水道課にいろいろな考へがあるわけではございません。たまたまこういうことになったということでございます。

水道課長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

土佐清水市給水条例施行規則第22条について、課長に質問したいと思ひますが、22条の条文は、一時に多量の水を使用する箇所、その他、市長において必要と認めた箇所には、受水タンクを設置しなければならないとありますが、この規則を制定した理由、目的についてお伺いをいたします。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） お答えします。

一時に多量の水を使用する箇所等において、安定的な水の供給の確保とある程度の給水を持続するために、受水タンクの設置を義務づけるものであります。

以上です。

○議長（岡林守正君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） 次に質問します。

一時に多量の水を使用する箇所、そしてまた市長が必要と認めた箇所とはどういう場合であるのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 一時に多量に水を使用する箇所とは、本市では病院、マンション、ホテル等が想定されます。学校の場合は、生徒数にもよりますが、大規模校は該当すると思われます。

その他、市長において必要と認めた箇所ではありますが、高台等、地理的理由による水圧不足、または水圧が一定しない箇所等が想定されます。

以上です。

○議長（岡林守正君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） 続いて、課長にお尋ねしますが、受水槽設置の取り扱いでございますが、施工指針というものが定められているようでございますが、その内容は、建築基準法に定める3階建て以上の建物は設置する。ただし、3階以上に給水設備がない場合、または家庭用については、直圧を認めるというように書かれております。この指針を適用した建物は、現在、幾らあるのか、また、適用しなかった建物があれば、お答えを願います。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 今まで給水装置新設工事申請時には、建築基準法による3階以上の建物については、全てにおいて受水施設設置を確認の上、必要に応じ指導してきております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） そしたら、この指針を適用しなかったところはないというふうに判断してよろしいわけですね。

次に、学校教育課長にお尋ねいたします。

清水中学校は3階建てというように聞いておりますが、受水槽を設けずに直圧方式で給水を受けるといったことのようなのですが、このようなことの判断は課長がされたのでしょうか。誰がさ

れたのでしょうか。答弁願います。

○議長（岡林守正君） 学校教育課長。

（学校教育課長 黒原一寿君自席）

○学校教育課長（黒原一寿君） 清水中学校改築工事設計委託会社です。

○議長（岡林守正君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） 非常に簡潔な答弁でございますが、できればどこの設計事務所ということぐらいは答弁していただいてもよかったというように思いますが、設計事務所からの指導と言いますか、そういうことで直圧方式で水を受けるということの決定は教育委員会なりがして、水道課のほうに出されておると思いますが、そこでまた水道課長にお尋ねします。

この中学校の新築校舎でございますが、規制や施工指針の規定を適用しなかったと思いますが、その理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 平成23年12月15日、仮設の受付をした際、給水装置工事設計施工指針により、建築予定の中学校は、建築基準法に定める3階建て以上の建物につき、給水方式を受水槽方式にするように指導しました。

その後、平成24年1月30日付で教育委員会より、下記理由により直結方式にしたいとの申し出がありました。

一つは、学校は夏休み等の長期休業中には、たまり水となる受水槽より直圧を利用した直結方式のほうがより衛生的な水を使用できる。二つ目は、建設現場の上段に300から400t、現在、386tとなっておりますが、大型配水池が第三土地区画整理事業で設計される予定であり、24.7mの高低差があることから、0.247メガパスカルの動水圧があることとなります。3階建ての標準的最少動水圧は0.2から0.3メガパスカルであり、基準をクリアしていることから、直結方式の引き込みをしたいとのことであり、安定的な水の供給が確保できるとの判断で許可したものであります。

なお、時代の流れとしては、昭和62年に建築基準法が改正され、木造3階建てが認められるようになったことを契機に以降、直結給水の範囲が拡大され、近年では中高層階にも安全でおいしい水を直結給水する直結増圧式の導入が進められ、建物の高さによらず、適用を可能としている水道事業体もふえてきております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 7番。

(7番 永野 修君発言席)

○7番(永野 修君) 課長からは、その理由について答弁をいただきました。

そこで市長に最後の質問したいと思いますが、課長の答弁、これまでポイントが二つあったと思いますが、これまではその指針に反するような取り扱いはしていなかったということだろうと思います。

今回の場合は、いろいろ条件なりがあって、そういうことでこの指針の適用から外したということだろうと私はそのように解釈しております。

このことは、やはり行政執行上は適正を欠くのではないだろうかという思いをしております。課長から、そういうことになった理由についていろいろ挙げられておりますが、それならそういうことが可能であるような規則なり、指針なりを制定をしておくべきではないかというように思います。

市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長(岡林守正君) 市長。

(市長 杉村章生君自席)

○市長(杉村章生君) あなたから質問の通告を受けまして、勉強会でこの問題が出まして、僕も初めてこういうことを聞きまして、びっくりしたんですが、考えてみますと、どこの市町村でも進んだところは、今のタンクを据えるところと直結方式とそれぞれ状況に応じて、弾力的に取り扱っているということでございます。

問題はうちの指針がどうなのかというのは、指針がおくれてまして、これでないといけないというような表現が残っている。それならば、それを改正して弾力的に扱うのが妥当ではないかとおっしゃるとおりでございます。

ですから、現実の中学校の場合は、今言うように、上へ大きなタンクをつけて、圧も大丈夫、それから学校では夏休みは使わないから、水の衛生上の問題がある。普通の日も学校では余り使わない。昼以外は、夜はほとんど使う人がいない。そういう特殊な事情ですから、水圧があればオーケーということで、直結方式にした。それならば、指針も変えて、民間の施設であれ、公共施設であれ、今後の問題であれ、統一した取り扱いをするべきじゃないかと、おっしゃるとおりでございますから、早急にこれは点検して、指針ないしは規則についても改正が必要ならば、早いうちに改正するように指導したいと思います。

○議長(岡林守正君) 7番。

(7番 永野 修君発言席)

○7番(永野 修君) ぜひ、そういうことで直していただきたいと思いますが、それにも関連しますけれども、私は、6月議会でしたか、この水道課に係る条例とかについて、3月

議会でしたか、全面的に見直しもすべきじゃないかというようなこともお願いもしたと思いますが、それはどんな今、状況にあるでしょうか。全くほかのところは大丈夫ということでしょうか。構わなかったら、答弁願いたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） あなたに以前、指摘を受けましてから、その後の課長会等で、自分の所管の範囲の条例・規則などを全部点検し直して、もう1回チェックするようには言いましたけど、こうやって抜かっているということは、落ちこぼれがあったということでございますから、もう1回、自分の所管の規則など、本法の条例を案外気にしていますけど、規則とか、その他については案外見落とすことがありますので、もう1回、点検するように、もう1回厳しく指導したいと思います。

○議長（岡林守正君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） 毎回、意地悪ばあさんのような質問になって非常に恐縮ですけれども、これはやはり市民には公正公平に行政執行をしていかなければならないという市役所として、市長としての使命があると私はそのように思います。

ですから、小さなことでも、やはりちゃんとして、対応していただきたいと。それ以上のことは言いませんけれども、ぜひお願いしたいと思います。

次に移ります。

タンクローリーの事故についてでございますが、8月1日、足摺岬スカイラインでタンクローリーの横転事故がありました。このことについて消防長に質問をいたします。

この事故でスカイラインは2日間にわたり、全面通行止めということになりました。一日で事故処理が終わらなかったということもあって、付近の住民は大変不安な一夜を過ごしたのではないかと思います。

2日目の午後、通行止めが解除になったとマイク放送がありまして、私も現場へ行きましたが、そのときもまだ片側通行ということで、ガードマンが交通規制をしております。今、道路の舗装のやりかえ工事をするための作業をしているので、近づかないようにというように指示をされまして、私もすぐとって返したわけですが、ガードマンとほんの一時の間、話を聞いておりましたけれども、大変油のにおいが充満をしております。まだ気分が悪くなるような状態でございます。新聞報道によりますと、運転手の方は幸いにも腕の骨折ということで、命に別状なく救出されたということを知りましたので、何よりも幸いであったというように思っております。

そこで、事故の模様と消防の対応について、消防長に説明をお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 消防長。

（消防長 濱田益夫君自席）

○消防長（濱田益夫君） お答えいたします。

この事故は、議員がご案内ありました平成24年8月1日14時34分ごろ、旧足摺スカイライン（県道足摺公園線）、足摺テルメ入口から足摺岬方面へ約200m下った左カーブの道路上において、セミトレーラーのタンクローリーが横転し、反対側車線の路側ガードロープに激突し、車両が転覆し、大破したものであります。

この車両には、危険物、ガソリン8キロリットル、軽油4キロリットル、灯油8キロリットルの合計20キロリットルを積載し、足摺岬の給油所へ輸送していたものであります。

大破した車両は、前面が足摺岬方向へ、キャビン部分の運転席上部は圧迫され、運転席シートまでへこみ、運転手が車両に挟まれ、自力で出ることのできない状態でありました。

キャビン後部のセミトレーラーのタンクローリーの後部の一部が裂け、積載していた危険物の灯油4キロリットルが路面などに流出し、軽油の一部も漏れている状態でありました。

最終的に回収できた危険物の数量は、ガソリン4.9キロリットル、軽油3.8キロリットル、合計8.7キロリットルで流出した数量はガソリン3.1キロリットル、軽油0.2キロリットル、灯油8キロリットルの合計11.3キロリットルであります。

この事故の影響により、8月1日14時50分から8月2日15時まで丸1日通行止めが発生しました。

また、周辺住民などに対して、車両積載の危険物の爆発や火災の恐れがあることから、危険物撤去作業終了まで、避難や避難の呼びかけをし、防災行政無線、地区マイク放送、警察・消防団による広報などにより周知を行ったところであります。

この周知により、周辺住民は、親類や友人宅、足摺岬小学校体育館などに避難をしております。

そして、消防の対応ということでございますが、時系列で要点のみの答弁とさせていただきますので、1日14時26分、清水警察庁舎より電話で消防のほうへ電話があり覚知しました。内容につきましては、足摺スカイライン上でタンクローリー横転事故、救急救助要請ということで、同47分には第二報により運転手が車両に閉じ込められていると。同50分、通報により救助工作車、救急車、新タンク車、署指揮車により総員12名が出動しております。

現場には15時08分から10分に着き、直ちに現場の状況、周辺状況確認を行うとともに、警察官に事故の概要の聞き取りを行っております。15時12分、救助工作資機材を用いて、

要救助者の救助を開始しております。

15時22分、救助者の高エネルギー障害が疑われ、救出まで時間を要する恐れがあるために、現場に医師の派遣要請を行っております。

15時36分、要救助者を救出し、救急隊に引き継ぎ、応急手当を開始しております。

15時44分、引火防止のため、泡消火薬剤を放水。これは消防団の中継を行いながら実施しております。

15時49分に医師を現場に到着させ、救助者を診察し、医療機関へ搬送開始しております。

以上、概略的にはそういうことでございます。

○議長（岡林守正君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） 大変生々しい事故の状況が消防長から報告されましたが、この後、時間があれば、その火災がもし起きた場合、それに対する消防の能力は大丈夫かというようなことを質問しようと用意はしておりましたけれども、時間がまいりましたので、これで終わりたいと思います。今回の事故は、不幸中の幸いと言いますか、火がつかなかったということで不幸中の幸いというようなことを指摘の方がおいでますので、どうかこのような事故があったときには、消防の能力を挙げて対応していただくようお願いしまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岡林守正君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 2時12分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 通告に基づきまして、一般質問を行います。

きょう最後でありましょうから、大変お疲れであろうと思います。私も大変疲れております。座っておるだけで大変疲れましたので、なるべく早く的確に済ませたいと思います。

まず、岡林守正議長、小川豊治副議長、ご就任おめでとうございます。

大変、議会も基本条例の制定、それから議会改革は今後もあらうと思われまますから、岡林守正議長には、特に、責任もありませんし、ご苦勞の多いことだと思っております。余り議長風を吹かす時間というのはないかもわかりませんが、どうか体に気をつけられて、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。

一般質問、3点行っておりますけれども、きのうの井村議員、それから小川副議長から津波に対する的確な質問がありました。二番煎じ、三番煎じとなりますから、大変皆さんもお疲れと思いますが、しばらくおつき合いをお願いをしたいと思います。

津波・地震につきましては、この8月29日に内閣府の発表があったところでございまして、静岡・東海、和歌山・三重あたりの東南海、それから四国沖、南海にかけての被害想定というのが南海トラフを震源域とした発表があったところでございまして、この海域が全て震度7、マグニチュード9という最大級の地震であるわけでございまして、特に四国沖、高知県沿岸におきましては、この震度7の地震というのは、これは避けて通れない状況であると思わざるを得ないところであります。

きょうは、平成24年9月11日、ですからちょうど1年半前の去年の3月11日2時46分でありますから、あと30分もしますと、あの東日本の地震が起きたということになるわけでございます。

たまたまテレビを見ておりましたびっくりしたところでありますけれども、議会事務局長に電話をすると、災害対策本部の設置という話を聞きましたので、私も議会へ来ました。局長がどうも夜通しで詰めて議会におらないかんという話がありましたので、私は詰めるつもりもありませんでしたけれども、局長が帰らんというものですから、何か帰るきっかけを失いまして、そのまま夜通し朝までおったわけでございますけれども、カップめんを食べたわけですが、暗くなってから付近の皆さんが、避難をしてくるという話がありまして、それがしかも3階を借りたいという話があったところです。議員の控室へはじめ、徐々に皆さんがおいでになって、数名椅子に座っておりましたけれども、人数が徐々にふえまして、夜中になりかけましたので、椅子を整理をして、毛布を敷いたりして横になったりするという作業があったわけですが、人数は数えておりませんが、30人、40人前後、4、50人ぐらいおったのかなという思いもしたところですが、これはどうも3階へ市民の方が避難されているのは初めてというふうにお聞きもしたところです。それで職員の対応がずっと女性の職員も含めて、朝まで避難されている皆さんの世話をしておりましたので、大変気の毒に思ったことでしたが、翌日、避難をされた方の話というのをある人から聞きました。そうすると、職員の対応が大変ありがたく、特にトイレへ行くのにずっと職員がついて連れていってくれたと。大変ありがたかったという話を聞きました。

私も一緒にその夜おりましたので、その市民の言葉が大変うれしく感じまして、その話は副市長にしたのか、誰にしたのかもわかりませんが、大変職員の対応がうれしかったという市民の声に私も大変心強く思ったことでした。そういう思いがあつて、1年半のきょうということになったわけでございますが、通告しております市庁舎をどうするかという質問でござ

いますが、これ、小川副議長のほうから質問がありまして、一定の答弁もいただいたところでもありますけれども、気を取り直して改めて簡単に質問をしておきたいと思います。

きのうの質問にもありましたけれども、この市庁舎というのは、ご案内のように地震・津波災害時点では、ここが司令塔で中枢になりますので、この司令塔がつぶれてしまうということになりますと、これ市民の命とか、財産とかをカバーする機能というのが全く失われるという状況でありますので、そういうことから考えますと、答弁を聞きますと、来年度に耐震診断を行うということですから、ちょっとのんびりしておるのかなという気もしないではありませんけれども、これ執行部だけの責任ではなく、議会もこの点については、特に厳しく早くやらんかというふうな指摘も余りなかったというふうに思っておりますから、執行部の責任を問うということには、それだけの責任ではないというふうに思っておりますけれども、この建物は48年度に建設というふうな話がきのう出ました。49年から建物がつくられ始めたということではないかと思っておりますけれども、48年度、49年度というのは、ご案内のように1973年から第1次のオイルショックで、大変世界の経済も大混乱でして、物価の高騰、それから市民の皆さんというか、庶民はトイレットペーパーが不足で、デパート・スーパーに列をなしたというのが記憶に新しいところでありまして、そういう状況の中での建物というのは、当時、大変そういううわさ話が出ましたのは、手抜き工事が大変多くなるのではないかという話が出たということを経験に記憶にあるところでありまして、この庁舎が手抜き工事かどうかということはわかりませんが、一般論でいうとそういう時代であったということは、まぎれもない事実であろうというふうに思っております。

そういうことと、それから建築基準法、56年以前の建物ということからすると、二重に大変危険な建物ではないかというふうにも思っております。

この間、幡多6カ市町村の議長会が本庁舎でありまして、ある議長からこの庁舎どうですかという話がありましたので、まだ今のところ、具体的な話は聞いてないでというふうな返事をしますと、建物古いろうという話が出まして、昭和48年から49年ですねと言うと、これは建てかえたほうがましじゃないか、つぶれてしまうでみたいな話があつて、ちょっとドキッとしたことでしたけれども、そういう意見なり、声もあるところであります。

きのうの答弁では、耐震診断につきましても、3、4,000万円というふうな話も出ながら、最終的にはそう余りかからないのではないかというような話も市長からあったところでもありますけれども、今後、改めて耐震診断がどのように行われるのか、総務課長、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） 耐震診断の費用について構わないでしょうか。

耐震診断だけをいたしますと、約470万円、耐震診断と実施設計、補強の設計ですけど、同時に行いますと約900万円ということになります。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 診断そのものはそんなに驚くような数字ではないということでしょうが、先ほども言いましたように、56年以前の建物、それからオイルショックのその当時の建物からすると、仮に耐震工事をするとすると、相当かかるであろうという数字で推定されるわけでありましてけれども、そのあたりの数字は全く推定も何も予測はできる状況ではないのですか、総務課長。

○議長（岡林守正君） 総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） 耐震の補強の工事は、耐震診断をして、構造の指標というのが出ます。それに基づいての設計ということになりますので、なかなか難しいことなんですけど、ちなみにことし須崎市の市庁舎が、耐震の補強工事を行う。聞きますと2億円を予定しているということでございます。

ですので、単純にうちの面積で計算しますと、2億6,000万円ぐらいの概算の数字ですけど、そういう形になります。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） なるだけ安い費用でということでありましょうから、耐震工事をし、一定、しのげるということであれば、それはそれで結構と思うんですが、間もなく築40年ということでありましょうから、耐震工事を行うことでどのような強度になるかは、素人ではちょっと見当が付きませんが、いずれにしても、耐震工事をするとしても、10年もつのか、20年もつのかわかりませんが、庁舎の改築というのは、そう遠くない将来、避けて通れない問題ということでもあろうかと思っておりますけれども、その辺、市長、これ庁舎の耐震工事も含めて、今後の考え方はどのように考えておられるかお聞きをしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 今、総務課長がお答えしました。須崎市の例を参考にしまして、仮に耐震工事、補強工事をするとすると、2億6,000万円程度という、面積で単純に出した額で

ございますけど、これしか今のところ確たる数字はありませんが、とりあえずその前段として、耐震の診断をして、今、ご提案ありましたように、耐震診断を単独でやりますと470万円、実施設計も合わせてやると900万円ということでございますから、やるとすれば合わせてやったほうがいいのではないかと。問題は、実施設計をやりますと、そんなに何年も置けない。早くやらないとまた単価違いますので、そうすると、ある程度いつやるというめどがないとできません。ですから、早いうちに結論を出さないといけません、仮に改築するとしたら、13億円程度要するというふうに事務局から聞いておりますので、私としては金の問題もありますから、5年もつか、10年もつか、とりあえず10年は絶対もつと思うんですよ、この耐震工事をすれば。ですから、当面は2億6,000万円程度で済むならば、できれば実施設計と900万円程度、来年組んでやってみて、そして早いうちに、1年、2年くらいのうちに耐震補強で2億6,000万円か、3億円程度ということで、それで前向きに検討してはどうかと。当然、議会にも相談させていただきますけど。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） そうですね。なかなか難しい問題であろうとは思いますが、当面、何はさておいて、その地震対策、津波というよりも地震です。建物というのは、一遍にペしゃんこになるのは間違いないところでありましょうから、それをどうしのぐかということからすると、耐震診断、実施設計、それから耐震工事ということに入るとというのが金があればともかくとしても、それは時間の問題もありましょうから、そういうことからすると、そういうやり方というのがとりあえずベターなのかなという思いもするところでありまして、それは最終的には市長の判断であろうし、当然、議会の同意というのも必要でありましょうから、費用対効果、それから時間との勝負というのもありますので、庁舎の改築はいずれ耐震工事したとしても、未来永劫にということではありませぬので、いずれ、きのうの市長の答弁でも、来期の出馬ということが大変濃厚な状況でありましょうから、そうすると、次の市長の任期のときに、改めて考えるということにもなるのかもわかりませんが、それは多少譲るとしても、当面、耐震工事でしのぐということがよりいいのかなということにも思うわけです。

いずれにしても、なるべく耐震工事にしても早い時期に手当てをするということも、ぜひ臨んでいただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

次に、文教地区の整備をというふうに通告をしておりますけれども、特に文教ということに限ったわけじゃございませんけれども、この問題につきましても、ずっと問題になっておりますように、文教施設、それから保育所を中心にした福祉の関係の施設というのは、当然、高台へ移転をするということは、これは喫緊の課題でありますし、解決策がそれしかないというふ

うにも思うところでありますので、福祉事務所長にお伺いしますが、これも重複というか、きのうの井村議員の質問にもあったのですが、清水保育園は、旭、浦尻の市街地に限らず、下川口保育園、三崎保育園も当然、海辺と言っても過言ではないところでありますから、どのような対応をされて、協議をされて、今後どう対応しようとするのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 二宮真弓君自席）

○福祉事務所長（二宮真弓君） お答えいたします。

昨日もご答弁申し上げましたが、市内の保育園の中で、浸水域に入っているのは5園あります。その中で一番リスクが高い清水保育園を中心とした市街地3園を一番先に取り組んでおります。ご指摘のように、あと三崎・下川口も浸水域にあることは認識しておりますので、とりあえずこの市街地の3園について、一定明確な改築計画ができたならば、続けて三崎と下川口保育園についての検討にも入りたいと準備をしております。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 教育長にお尋ねをします。

清水中につきましては、来年の4月から供用ということでもありますから、特にとということでありましょうけど、下川口小、それから三崎小もでしょうし、下ノ加江小もということもありますから、そこのところあたりはどのような検討されたのか。それからあわせて、これ市の教育行政の問題ではありませんけれども、清水高等学校であります、これは海のそばというよりか、これは洋上に浮かんだような状況でありまして、私が清水高校生のときには、今の体育館あたり、まだ海水があつて、あのあたりは校庭がきちっと整備されておりましたので、文字どおり海の上にあるというふうな感じの校舎でありますから、当然、いの一番にあそこが危険というふうに思うわけでありまして、県の教育行政の問題としても、清水高校の生徒というのは、ほぼ100%市内の中学校からの生徒であろうと思いますので、これまでにおきましても、余り県の問題として、清水高校の問題については、協議の対象としてこなかったのではないかという気もしておりますし、またこれ議会のほうでも、清水高校の問題については、ほとんど協議してこなかったというふうに思っております。

今回のこういう地震、津波を受けてということもありましょうし、それから聞きますと、中高一貫教育というふうな話も出ておるようなことでもありますから、ぜひ、県の教育行政の問題というそういう区切り方ではなく、越権ということはそれはしてはなりませんけれども、そうではない建設的な意見ということは、当然、学校現場なり、県の教育行政あたりにも届けると

ということがあってしかるべきでありますから、そういう観点で教育長にお尋ねするわけであり
ますけれども、高校の避難路につきましては、議会のほうにも陳情があって、対応をした経過
がありますから、ある程度わかっておりますけれども、校舎の移転等についての論議をした経
過があるのか、そのこともあわせてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

まず、小学校及び中学校における地震・津波対策でありますけれども、児童・生徒の命にか
かわる問題でありまして、教育委員会としては、重要課題として取り組んでおります。

各学校の耐震化につきましては、平成21年4月に学校施設の耐震化計画を策定いたしまし
て、計画的に耐震化を行っております。

教育委員会といたしましても、継続的に耐震化について協議を重ねており、市長とも懇談を
行った経過もございます。

清水小学校の耐震化については、清水小学校改築検討委員会を立ち上げまして、協議をお願
いしているところでございます。

津波対策につきましては、昨年の東日本大震災を受けまして、各学校に対し、避難場所の点
検の指示を行うとともに、各学校の海拔調査や見直しされた避難場所で、消防署の方の協力に
よりまして、現地確認を行うなど、そういう取り組みを行いまして、また高知大学の講師を招
聘した講演会の開催等も行ってきました。

本年度は、防災アドバイザー事業を導入いたしまして、高知大学防災部門の教授等を講師に、
避難訓練や避難経路の確認、防災計画の見直しなどについてのアドバイスをいただくなど、周
辺の学校を含めた取り組みを行っております。

次に、高校の移転のことでございますけれども、清水高校の地震対策といたしましては、今
年度、耐震工事を行うということを聞いております。高台への移転につきましては、時期的に
は未定でありますけれども、将来的には高台へ移転を考えているようでございます。

高台の用地の確保につきましては、市と連携を図りながら進めていきたい意向とのことで、
非公式ではありましたが、過日、清水高校の校長先生が来庁されまして、高台へ移転したいが、
総合公園内での用地の確保ができないかとの相談を受けました。まちづくり対策課長も協議に
入っていただきまして、説明を受けましたが、現在のところ、総合公園区域の転用は国の特例
がない限り、難しいとの説明でございました。

清水高校としては、生徒の安全確保のため、引き続き安全な高台を調査したいとのことでご
ざいます。

現在は、以上のような状況でございます。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） ありがとうございます。

お聞きのとおりでありまして、福祉事務所にしましても、教育委員会にしましても、大変ご苦労をされておられるということが大変よくわかりました。

市長、いずれにしても、海際に置くというのは、これはもうちょっと想定から外す必要があるかと思っておりますので、それにつきましては市長も私と同じ認識だというふうに思っております。高台移転というのを中心に考えておられるというふうに思っておりますが、それはそういう考え方でいいわけでしょうか。今の保育所にしろ、小・中にしろ、高校の問題は県といたしまして、いずれにしても、そういう公教育や公の部分の施設については、高台移転というふうに市長が基本的に考えておられるということの認識は、それでよろしいでしょうか。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 基本的には高台移転でございますけど、想定される高台が限定されておりまして、まず第一はこの上の三次都計でやっているところの仮換地から外れた部分、それがほとんど総合公園ないしは公園用地で指定されてますから、それで補助を受けてやっていますから、国の今までの基準でいくと、転用は相成らん。もしそれを転用するんだったら、代替の土地を構えなさい。ないしは補助金を返しなさい。非常に厳しいのであります。

担当の課長に聞きますと、それはなかなか変更が難しいということでございますけど、一つの望みは、今、国会でかかって、次の国会へ移るでありましよう特例法案ができますと、それらも含めて全国で高台移行をしていますから、特例の法案はできるはずですから、ですから、財政対策を含めて、手続、それから所有権の移転、収用法などなど、難しい問題が全国いっぱいありますので、それをまとめた特例法ができると思いますから、それを見ながら、基本的には高台移転でございますけど、ここでということになると、ちょっといろいろ問題点が出てくると。基本的には高台移転でございます。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 特例法ができないと、なかなか財政問題というのが一つはネック。一つというか最大のネックでしょうね。財政問題、用地買収をするにしても。三次都計の総合公園のあたりが今言う話の中で、国との補助金の絡みですとか、それからいろんな全体からすると、なかなか用地の確保ができにくいということから考えると、新たにまた開発するという

ことになれば、当然、財源が伴う問題ですから、新法が特例法ができるということを持つということになるでしょう。ならざるを得ないということかも知れません。東北の方の話を聞きますと、そういう高台への移転ということを進めておった、あれどこでしたか、ある候補地から不法投棄があったという問題が出て、ちょっと問題になっているところがあったようでありますが、いずれにしましても、そういう海辺の集落というのは高台へ移転というのが、今回の東日本の教訓の大きな一つであろうというふうに思っておりますから、ぜひ、単独費でできるというような問題じゃありませんし、特例法の成立を待つという、これはある一点では仕方がないということであろうというふうに思っていますが、基本的にお願ひしたいと思ひますのは、三次都計の場所になるのか、できれば清水中学校が上に上がりますので、あのあたりを中心にしながら、文教施設なり、福祉の保育所あたりも含めた、もちろん清水高校も含めた新しいまち、高台でのまちづくりというのを、ぜひ模索をする必要があるのではないかと思っています。

きょう午前中のどなたかの答弁の中で、市街地も相当浸水、市街地というか、国道も浸水されるというような状況、4 mですか、5 mですかというような津波が来るわけですか。そういうことになるとすると、抜本的にまちづくりをどう進めていくのかというのを根本的に考え直す必要があるというふうに思ひます。従ひまして、そういうことから考えますと、私は今言ひましたように、文教地区ですとか、保育所関係の施設の清水中の高台のところへ、できれば高校も集めて文教地区なり、そういう福祉の保育所あたりの施設が集まる一つの地区をつくれればいいのかなというふうに思ひましたけれども、きょうの午前中の国道あたりまで、相当浸水されるということになってくると、この市街地のまちそのものを根本的に考え直す必要があるのではないかとこのように思うところでありますので、ぜひ、早々早急にとということではありませんけれども、児童・生徒の問題につきましても、これは緊急な問題でありますから、早急に取り組んでもらうということをお願いしたいと思ひます。

この前、尾崎高知県知事がおみえになったときに、ちょっと話す機会がありまして、清水高校の移転につきましても、ちょっと意見交換させていただきました。それから、清水保育園につきましても、私のほうから言い出すまでもなく、尾崎知事のほうから話が出まして、それはぜひやりますという話でした。高校につきましても、そのときの尾崎知事の話の内容というのは、こっちへ清水へ出てくるときに、教育長から話があつて、清水へ行ったら、ちょっと知事、ぜひ高台を十分見てもらふようにという話があつたという話を知事が私に話したわけですから、そういう点では、高校の移転についても、今、教育長から話もありましたが、とりあえず耐震工事をするとしても、いずれ近いうちには高台移転というふうなことを考えておられるようでありますから、できれば清水高校も含めて、一定の場所へ、中高一貫という話もあ

るように聞きますから、そういうことも含めて新たなまちづくりというのを、ぜひとも考える必要があるのではないかというふうに思うわけです。いかがでしょう。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 一番最初に文教地区のまとめということは、これは大賛成でございますけど、土地の問題がありますから、新法へ期待していますということが一つでございますけど、高校の移転も含めて言いますと、県土木の所長が私にちょっとアドバイスしてくれたんですが、そういう今の都市計画での公園用地等も含めての使用も不可能ということであれば、県の予算であの近辺に新たに山を買って、土地造成をさせたらどうかという意見もあります。ですから、そういうことを含めますと、新たにあそこに新しい土地を造成することも含めて、さらにはこの公園用地が転用できるとなれば、なおのこと、保育園も高校も今の中学校も含めて、小学校も含めて、ゾーンとしてまとめることは可能ですが、小学校の場合は、今、学校の皆さんで今のところがいいか、高台行くか、まだ議論中でございますから、先走って言えませんが、ちなみにこの間の8月29日の国の発表では、小学校は12mあって、それから校舎の部分は14mあるから、浸水することはないということでしたが、最近の発表では1.5m浸水と出てました。ここもゼロでしたけど、0.5出ました。これはまだ確たる数字は来ておりませんが、非公式で伝えられて、そういう前提で検討をしないといかん。ですから、そうすると、清水小学校も1階部分は半分浸水あるとなりますから、あそこで建てるとすれば、どういう建築か、ないしは高台へ行くのか、それはまた議論がある程度狭まったと思うんですが、全体的に地区としては、用地さえ確保できれば、まとめるのは私はいいという考えであります。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 午前中でしたか、市長の先ほどの国道筋の浸水の話、それから三次都計から加久見へ抜ける話というのが、これはきょうの市長の答弁でも、これは公式に聞いたわけではありますが、以前、どこかの会場かどこかで市長が挨拶のときも、この類の話が出ましたので、そういう話もあるのかなというくらいに思っておりましたけれども、きょう、この地震・津波対策から考えると、京屋さんの裏から抜けて、もともとの三次の都市計画が最初は向こうへ32m道路で抜くという計画でありましたから、そういう点では避難路の問題、それから高校がどこへ移転するのも含めて、その道路というのが県主導で工事が可能であって、抜くということになれば、それに連動して市のいろいろな施設ですとか、それから避難路の問題についても、大変意義のある道路になるであろうというふうに、今、先ほどの市長の答弁を

聞きながら思ったところでありますけれども、ぜひそのあたりは、清水小学校の問題については、今聞きましたように、いろいろまた流動的なところがあるかと思えますし、これは生徒を抱えておりますから、喫緊の問題で、あそこの道路を加久見まで三次都計のところは抜くということのを待てるのかどうかということもあるでしょうし、難しい問題ですが、それはそれとしても、加久見へ道路を抜くということが、県が本気で考えるということであるとすれば、これは大変意味のある、意義のある事業になろうかと思えますので、ぜひ高台へまちを移転させる。それから小学校、中学校、保育所も含めた施設についても、高台へ移転させるということもひっくるめて、その道路をどう抜くかということは大変重要な問題だと思えますから、ぜひ県のほうとも、今後もっと踏み込んだ協議というのが願えるといいのではないかというふうに思っておりますが、その点、1点お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） ほら話になったらいけません、極めて言葉を選びながらご答弁したいと思えますけど、県土木の所長のかなり具体的なアドバイス、提案もありまして、不可能ではないと思っておりますから、そうすると、今あなたがおっしゃったように、僕も基本にご答弁、午前中にしましたけど、どなたかの答弁でしたが、森さんの答弁でした。市街地の国道が浸かることは必至ですので、そうすると、今の道路が抜くことになると、この際は希望者はなるべく高台へ行ってもらう。そうすると、その受け入れの土地がないといけない、それを含めて市街地全体の約4,500人ぐらいおるんですけど、ここの希望者は高台移転の方は全部受け入れるだけの土地造成も含めて、早急にこの市街地の今のところとは別途に、当面、5年、10年先含めて、市街地での再開発も含めたマスタープランみたいなものをあわせてつくりたいとばらばらではいけませんので、それも急いでつくることを考えながら、当面は県へ陳情に間もなく行きますので、今朝ほども森議員へのご答弁で申し上げましたように、321の改修で市街地の国道改修で、この前、具体的に県土木の所長が、市長行って言ってくださいと。言ってもらっていいですといえますから、思い切って提案をして、執行部に問題提起をして、それから運動を進めたいと考えております。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） ぜひ、今お話をいただきましたような方向で、新しいまちをつくるということの観点も含めて、災害に強いまちをぜひ考えていただきたいと思えます。

県下の議長会で話をいろいろ他の議長と話しておりますと、尾崎県知事、余りこの話は公式には言ったらいけないかもわかりませんが、幡多郡、特に清水に対しては大変好意的にいろい

ろ考えていただいておりますというような話も他市の議長から出ますので、そんな話をしてええのかどうかわかりませんが、尾崎知事が清水のことを地元というふうに考えておられるという点については、私自身も何となくそういう感じはしながら、県知事と話をしたことがありますから、ぜひ、そんなことも一定頭に置きながら、今の話を具体的にできるように進めていただきたいと思いますし、また、これ余談ですけども、三次都計というのは、お荷物でお荷物で、これでまたみたいな話がずっとありましたけれども、あの工事を行った市長というのは銅像ができるくらいのそういう逆転の発想で利用するというので、結果としてなれば、またこれすばらしいのではないかというふうに思っておりますから、ぜひその点、市長、杉村市長の銅像も建てるように頑張ってもらえればありがたいというふうに思うところでありまして、以上、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、忠魂墓地についてでありまして、これは全く命に別状はありませんから、今ここで質問すると、ちょっと何か興ざめかもわかりませんが、この11月1日が高知県の戦没者追悼式、それから10日が市の戦没者追悼式。それから8月15日は全国の戦没者の追悼式が東京の日本武道館で行われたわけでありまして、どことも年々高齢化されまして、戦後67年、間もなく70年になるわけでありまして。そういう状況の中で、私、宗呂上の出身でありまして、実は、私の次兄が戦死をしております、宗呂上の忠魂墓地にまつられております。この間、ちょっと行って、ほとんど兄と言いましても、昭和19年1月1日の死亡通知でして、私は昭和19年8月の生まれですから、兄と言いましても全く知りませんから、戦死とか、忠魂墓地に対する自分の思いというのがほとんどありません。ところが長兄がまだ生きておりまして、長兄からすると、その次のすぐ下の弟になるわけで、長兄も戦争体験がありますので、盆になりますと、あれ花、いわゆるシキビということではなく、かみしばを持って参りにいきます。私、ことしの盆には家の墓参りに行って線香もあげましたけれども、兄がちょっと見えませんもので、どうしたのかと思ってみますと、書き置きがあつて、忠魂墓地に参りにいくということを書いてありまして、追っかけていって一緒に参りしたことでしたが、本当にそういうような状況で、戦争の体験があつたり、戦争を知った方というのは、当然、忠魂墓地に対する深い思い入れがあるわけでありまして、本当に比較的まだ戦没者の方からすると、子どもに当たったり、孫に当たったりという距離を置きますと、ほとんど忠魂墓地に対する意識というのはないと言っても過言ではないというふうに思っております。宗呂上には、ちょっと調べてみますと、全部で25基あつたと思ひますがけれども、その台座から取り外されて、痕跡が残っているのが8つありまして、結局、25から8つですので、その分しかない。それでその残っている分についても、地元の古い方に聞いてみますと、全てそこの遺族ではないのじゃないかというような話もあつたりしまして、荒れるに任せるという状況にあるわけでありまして。

ついででしたが、宗呂下にも忠魂墓地があって、そこもちょっとのぞいてみますと、ここは全部で24基あったようですが、そのうち8基が撤去されておりまして、そこはもちろん山際ですが、木の枝が生い茂りまして、当然日当たりも悪く、雨が降ったらそのしずくが墓へそのままかかりますので、墓碑名がありまして、それぞれの墓碑にももちろん氏名と戦死をした場所、日時、死亡年月日を事細かく全てにわたって記入をしておりますが、宗呂下の墓地を見ますと、全てがこけむしておりまして、字が何を書いているのかわからない状況で、手でずっと、一時、石でゴシゴシやってみましたら、石の傷が付きまして、逆に何書いているのかわからないような状況になりましたので、指でずっとこけをはがしてみますと、全てにわたっていろんなその方が亡くなった場所を含めて書いてありまして、2、3紹介しますと、ソロモン島ですとか、チモール島ですとか、南支方面、南部ニューギニア、台湾方面、シベリアとか、この間、字がわかりませんので、教育長に聞きますと、教育長も字を知らんという話が出まして、議会事務局の亀谷補佐に聞くと、これはミャンマーという字やという話がわかりましたが、糸偏に面という字を書いて「緬」それからその次の字は上旬、下旬の旬という字を囲って中が、田んぼになった字がありまして「甸」、これ何という字だろうと思ひまして調べたらミャンマー。ミャンマーで亡くなった。ビルマというのもあつたりしますけども、全てそういう墓碑には必ず死んだ場所、それから死亡年月日、それから死亡年齢。ちなみに私の兄は昭和19年1月1日に19歳でニューギニアで死亡をしたようでありますけれども、そのことを知る人は大変、遺族についてはつらい場所であろうというふうに思ひますが、市内全域を調べてたわけではありませんけれども、福祉事務所長、大体、どういう状況なのかお教え願ひたいと思ひます。

○議長（岡林守正君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 二宮真弓君自席）

○福祉事務所長（二宮真弓君） お答えいたします。

役所が実際に管理しているものではありませんので、正直申しまして、今まで余り忠魂墓地というものを気にしてみたことはありません。

今回、武藤議員からの質問通告を受けた後、実際に見にいったのは三崎だけですが、あと遺族会の代表の方には、連絡できる方にはちょっとお伺いしました。お伺いした中では、今言いました三崎、それと貝ノ川、それと大浜とかは、そういう今、武藤議員がご紹介されたような状況を直してというか、一つの記念碑として、場所は三崎はなかったですけど、お名前と亡くなった年齢だけ、それを一つの碑に彫って、それを三崎会の遺族会であつたり、それとか地元の業者の寄附によって建てられていました。あと大浜とか、貝ノ川も遺族会の方たちの中で、有志の方たちがお金を出して建てているということをお伺いしました。

あと、下ノ加江については、まだそういうものはなくて、それぞれ建立されている地域の方

がそれをお掃除したり、管理をしながら、そのままで残っているということはお伺いしていません。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 福祉事務所長には急な突然な話を投げかけましたが、大変ご苦労かけたと思いますが、ありがとうございました。

というように、市長、年々ますますそういう状況が進んでいくということでありましょう。何年か前に、大浜も今、福祉事務所長から話がありましたけども、大浜の忠魂墓地を整理をしてまとめて、そういう記念碑的なものをというような話があったことを聞いたことがありましたので、あと2、3年すると戦後70年にもなります。これ一義的には行政がどういうという問題ではないかもわかりませんが、各碑を見ますと、先ほどお話をしましたように、死亡年齢も死亡年月日も死亡場所もこの皆さんというのは、戦争が好きで行ったわけじゃありませんから、国の政策、いろんな意味で洗脳されたり、教育を受けたり、殺したくない相手も殺したということはこれ間違いない事実でありまして、第二次大戦で310万人、日本人の関係がなくなったというような話もあるわけでありますから、それぞれの地区で本当に戦死された方の親とか、兄弟とかにとりましては、本当に当時はずらいことであったと思うんです。ほとんど風化をされておりますけども、ぜひその地区の戦没者をまつる遺族の関係の皆さんからの話があるのかどうかわかりませんが、ぜひ、これは戦争があった事実を示す大変貴重なものがありますから、あと30年、50年たって何やらわけのわからんというふうなことにするというのは、これは日本の国としても、行政としてもやるべきことじゃないというふうに見えるわけでありますので、今、福祉事務所長から話もありましたように、もう既にその関係の皆さんと協議をして、記念碑的なものを建立をされておられるということもあるわけでありますが、ぜひその墓に、墓と言いましても、これ遺骨があるわけじゃないと思います。うちの長兄がシキビではなく、かみしばいというのを持っていくというのは、そのこと自体が神様というふうにまつってきた歴史があるのではないかと考えておりますけれども、ぜひ戦争があつて、こういう人が戦死をしたのだということを記録に刻んで、碑としてその忠魂墓地に一定の記録として残すという作業というのは、これは行政としてやるべき作業ではないかというふうに思っておりますので、ぜひ遺族会の皆さんとも協議をいただいて、そういう方向でご検討を願いたいと思っておりますが、市長、お考えをいただきたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） まず、あなたもご承知のとおり、憲法の規定でそういうことを行政が

税金でやっていいのかというのが一つあります。

福祉事務所に聞きますと、それは大丈夫のようですという話も聞いてますが、なお、そこを詰めて大丈夫なのかが第1点のチェックでしょう。

第2点目は、個々の地区の遺族会が既に直してきちっとやっているところがありますから、できないところとやったところのその差がどうなのかという公平の問題もあります。

それから、仮にそれをやるとして、市が今後、どういうふうに管理できるかというのも一つの問題点であります。

パターンを変えますと、大きな平和の礎のように、あの大きな大戦争のああいうことになりますと、沖縄は県民挙げての記念碑ですから、すごい何万人という名前を公園でやってますけど、ああいうふうなことが小型で市ができるのかどうかも含めて、これは慎重に検討しないと、いろいろ問題があると思いますから、否定するわけじゃありませんけど、ちょっと時間をかけて、いろんな角度から検討はさせてもらいたいと思います。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 政教分離という観点であろうと思うわけですが、それも詰めて言えば、そういう懸念もあるのかなという気がせんではありませんけれども、その問題については、技術的な問題、例えば遺族会に対してどうなのかということも可能であろうと思いますから、要はそういう戦争があって、この地域から出征をして亡くなった方が現実あるということは、やっぱり後世に伝えるという努力というのは、特に行政に携わるまた今に生きる自分たちの務めであろうというふうに思っております。

だから、そういう観点から考えたときに、もろもろ問題はありましようけども、その行政が率先してやることになるかはともかくとしましても、一定、必要ないという地域もあるかもわかりませんから、ぜひ、遺族会の皆さんとも協議をして、なかなか参ることもできんというような事情の地区もあろうかと思えますから、そういう地区については、どういう手だてが可能なのかということも含めて、ぜひ協議をお願いしたいということでもあります。改めて。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 仮にやるという前提で理論的に大丈夫だとなりますと、やはり管理上は市が一本化した土佐清水市の戦没者の慰霊碑とか、戦没者の塔とか、何か一つまとめて市が管理できるようなそういうものにしないと、個々ばらばらのものを永久に市が管理するというのは、なかなかこれは、時を経るたびに難しくなりますので、そういうことも含めてどういう管理が可能なのか、それ以前に先ほど答弁しましたように、市がそういう管理を直営とするこ

とがオーケーなのか、理論的な問題も含めて、やはりちょっと検討させてもらいたいと思います。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岡林守正君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明9月12日午前10時に再開いたします。

午後 3時04分 延 会